

平成22年度 第4回倉敷市環境審議会

日時 平成22年12月24日(金)15:00~

場所 倉敷市役所 水道局3階大会議室

1 開会・あいさつ

2 議 題

(1) 倉敷市第二次環境基本計画(原案)に関する意見(パブコメ結果)

(2) 倉敷市第二次環境基本計画(答申案)について

3 その他

4 閉 会

倉敷市第二次環境基本計画（原案）に関する意見（パブコメ結果）

1. 意見募集期間 平成22年11月1日～平成22年11月30日
 2. 意見提出件数 15件（2名）

番号	頂いた意見	意見に対する回答（事務局案）
1	<p>・環境への基本的な取り組みの考え方を支える価値観の共有 プロジェクト5に「環境にやさしい生活様式『良環スタイル』の推進」とあり「ライフスタイルの変革」を進める事を示しているが、良環スタイルの根源をもっと掘り下げ、倉敷温暖化対策(低炭素化社会構築)基本原則として作り上げる事の提案。 温暖化の根源でもある大量生産・大量消費・大量廃棄社会の基本的な考え方は、西洋思想は、人間が自然を(科学技術 工業文明によって)支配する事で、物質的生活豊かさ・便利の実現をしたとも言われている。一方、日本の長い歴史では、人間と自然の共生、人間を自然に随順、人間の欲望の抑制といった自然・人間・社会の関係性を大事にする東洋思想に根ざしている。今後、基本計画を具体的に進める上で多くの関係者の軸が揺れる事も予想されるわけで、これらをどう折衷してゆくかはと言った考え方のベクトルを揃える事は、大事な課題とも言える。それがここで提案する原則を作り上げる事である。倉敷市の良環スタイルをもう一步踏み込んで魂を入れて行く事を提案する。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体の取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
2	<p>・地域固有の課題を解決する将来を見据えた新倉敷モデル構築への取り組み体制づくり 【組織作り】 倉敷市の温暖化対策として炭酸ガス排出量削減には、排出シェア80%を超える産業界分野のうち水島コンビナートの取り組みが極めて大きいのは言うまでもない。他の自治体とは違う強力な環境調和型コンビナートの方向性を出すための検討組織づくりでの提言である。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体の取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
3	<p>・新しい低炭素化社会構築のための研究開発機関の誘致と実証の場の提供 中長期的な新しい低炭素化社会構築のためには、今までにない取り組みが求められる。国(行政・研究開発期間)とも連携して研究開発の場として関係機関の誘致及び成果の実証の場を行政施設・市内事業者・市民が提供する事が出来る体制づくりを市が行う。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体の取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
4	<p>・国際的な連携によるソリューションづくり。 環境にやさしい都市作りには、国内・海外の先行事例を参考にすることは有効である。欧州の都市交通システム、家庭菜園システム、生ゴミ処理システム、生活スタイルや中国における環境都市作り、ブータン国の生活スタイル等学ぶべき事は多いはずである。基本計画記載のように倉敷からの発信も必要だが、受容する観点から海外との連携によるソリューションづくりを提案したい。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体の取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
5	<p>・水島鉄鋼・石油化学コンビナートの環境調和型コンビナートへの再構築 ・事業者は、汎用素材産業から次世代高度二次素材製品製造、素材加工産業、リサイクル産業へのシフト。つまり装置産業から知識集約産業へのシフトを進める。 ・次世代製品、プロセスシステム研究開発組織の倉敷市誘致(倉敷市は優遇、支援) ・人材育成(倉敷市は機関誘致優遇、支援、県内大学との連携や市立大学の強化) ・実証の場の提供(倉敷市は、市内企業連携、支援や優遇策) ・国の制度政策によるシフト支援要請の働きかけ</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体の取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>

番号	頂いた意見	意見に対する回答(事務局案)
6	<p>・低炭素化街づくり コミュニティ”Walking5*” *徒歩5分以内で移動できる(距離およそ250m程度)地域をベースとしたコミュニティをベースとした街作り(図参照) (1)狙い(諸社会的課題解決とあわせて低炭素化街づくりを進める) マイカーを必要としない移動手段の提供 市民特に高齢者・子供の日常生活圏への移動の容易性・安全・安心・安価の確保 日常生活に自動車を使わないで徒歩・自転車利用を取り入れ自然に出来る体力づくり・健康作り 地産地消の食生活推進(米、野菜、果物、豆腐・納豆、味噌、醤油、魚、肉など) ゴミのでない商品販売(果物・野菜・魚・肉のはかり売り・容器・買い物かご持参) 地域商業施設の活性化 先進技術の実証 以上による、総合的な結果として低炭素街づくりを目指す。</p> <p>(2)コミュニティ構成 ・セル : 最小ユニットで日常生活圏 ・コロニー : 基本サークル5~10程度の集まりで、趣味・医療・お買物圏 ・中核コロニー: 旧市町村(一部は分割)の単位で、役所・文化施設・圏外への移動拠点</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体的な取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
7	<p>・交通運輸 以下について市も政策・資金面などで支援してゆく。 ・都市内の人及び物の移動・運搬の中長期的予想に基づく再構築 ・拠点間移動手段として化石燃料を直接使わない公共交通(電気バス)の構築 鉄道駅・空港・港の他、病院・市役所(支所を含む)・文化施設(図書館・ライフパーク・水泳場・健康福祉プラザ・競艇場)・商業施設循環電気バスルート網の構築 ・物流の船便、鉄道輸送強化によるトラック輸送の(エネルギー及び排ガス及び交通渋滞)改善 水島臨海鉄道網の強化(トラック輸送の削減)。例えば燃料油/鉄鋼製品などの(新たな)配送拠点まで船輸送を増やす検討 ・自転車道の充実についてもっと明確な基本構想を打ち出す。 上記B、低炭素化街づくりに関連して、例えば、市内150kmの自転車道を10年計画で進める。 これは、いろいろな課題や投資が必要だが海外の事例などを参考に進めて行く事も効果的と考える。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体的な取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
8	<p>・ごみ処理・廃棄物処理・下水処理 一般家庭生ゴミの焼却方式からの脱却は最重要課題で、コンポスト化・ガス化への転換を進める。 そのため具体的には、現状のガス化溶融炉の、総合的な評価を実施する。ゴミと処理のみ関係でなく、農業・林業、商業、市民の健康、生態系保護等の総合影響評価を行う。具体的にはLCA評価を実施する。特に生ゴミ処理については、例えば千葉県にある和郷園のようなスタイルを目指し、地域農業・商業および廃棄物処理事業者の連携し、あわせて農業の活性化を図る。 市民からの生ゴミの収集の難しさを指摘するケースもあるが、欧州では実際実施している。行政の指導力に基づく新しい時代作りの市民の考え方や行動転換も必要となる。上述した様に単に良環スタイルではなく、行動を促す原則作りが有効になると考える。 また、下水処理では余剰汚泥の焼却処理からの脱却も課題である。出来上がった技術やシステムは海外技術輸出を目指す。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体的な取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>

番号	頂いた意見	意見に対する回答(事務局案)
9	<p>・ ITの活用 市内の各所(上述のコミュニティー”Walking5*”で述べたようなセルやコロニーに配置)に市の活動表示大型映像装置やモバイルツールで確認できるもの、市内の重要組織をオンラインでつなく(従来の大気汚染物質の排出状況モニタリングに類似したもの)。 人・物の移動の効率を助ける情報、結果としての市の情報、本件に関してはエネルギー使用量、CO2排出、自然エネルギーの活用状況に関連する事項や緊急時情報などを発信・提供をITで行う。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体の取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>

番号	頂いた意見	意見に対する回答(事務局案)
10	<p>・LED電球の各家庭1個ずつ配付 インパクトある取り組みアピールのため、約19万戸に配付。費用は補助金、メーカーのPR代分の値引き期待。</p>	<p>第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体的な取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
11	<p>P.67に記されている「基本目標4」は、前述されていた「基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち」とは異なっている。修正が必要であろう。 環境審議会等での議論をへて「基本目標4 地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち」から「基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち」と変更になったかと思うが、「地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち」という視点は重要である。温暖化問題だけに限らず、旧公害指定地域を抱える倉敷市において、公害の経験をふまえた世界貢献ということを重視し、進めていく必要がある。それは、P.38の「地域資源を活用した持続的な経済活動の促進」に記載されているエコツーリズム・エコツアーの中でも活用できるであろうし、それらを記載すべきである。</p>	<p>表題については、ご指摘のとおり、誤記載ですので修正いたします。その他につきましては、第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体的な取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
12	<p>ブルーカーボンという考え方もふまえた、海域の保全 自然環境や地球温暖化対策という様々な視点から、埋立や工業立地等で失われた海域の藻場や干潟等の保全・再生・拡大をきちんと位置づけて行うべきである。 特にアマモ場は、海のゆりかごとよばれるように、多くの生物の育成・繁殖場所であり、なおかつブルーカーボン(海洋生物によって固定される炭素)の重要な場所でもある。 瀬戸内海に面する倉敷市としては、こうした考え方もふまえた上で藻場、干潟の保全・再生・拡大に取り組むよう、第三章 現状と課題の「1.自然環境」や「4.地球環境」に記載した上で、施策の方向性に位置づける必要がある。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、瀬戸内海の保全の総合的な対策として、自然環境の現状と課題へ記載します。 また、第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体的な取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
13	<p>海ごみへの対策 海底ごみをはじめとした海ごみに関する記述が全くみられない。海底ごみとしては、港湾区域には大型貨物船によると見られる廃棄物や、漁網に多くのごみがかかり、漁業者にも悪影響を与えており、また島嶼部の海岸には大量のごみが流れ着いており、これら漂着ごみは景観上も大きな問題点である。これに対し、回収体制を整えるなど、倉敷市においては、一定の取り組みをおこなってはいるだろうが、今後さらにこの問題に対する取り組みを進めるためにも、必ず記載すべきである。瀬戸内海の海底ごみ問題は、10年以上前から当財団が全国・世界へ発信し、取り組んできた課題である。その一定の知見の積み重ねを活かし、協働によりさらなる取り組みを進めていくべき課題である。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、瀬戸内海の保全の総合的な対策として、自然環境の現状と課題へ記載します。 また、第二次倉敷市環境基本計画では、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、今後10年の取組の方向性を示しています。したがって、個別具体的な取組レベルについては示していませんが、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
14	<p>生物多様性地域戦略策定を視野に含めた生物多様性への取組 倉敷市としても、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する「生物多様性地域戦略」の策定を検討していくことを明記するべきではないだろうか。 また、基本目標1に「3瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根付いた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します」とあるが、主要な施策では、都市景観に偏った施策に感じられる。生物多様性の中でも景観は重要な視点として含まれている。高梁川や日本最初の国立公園である瀬戸内海の自然景観についてももっと高く評価し、積極的に保全、活用していく姿勢を示すことが必要であろう。</p>	<p>P.32に「生物多様性地域戦略」の策定について記載しています。自然景観の重要性や保全等については、大前提として、P.35基本方針へ記載しています。</p>
15	<p>大気環境の改善にむけて 本原案にも記されているが、市民の健康を守るために、健康被害発生の防止は重要である。健康被害予防事業をより強化していく必要がある。 そうした中で、「大気汚染状況の変化に対応するため、測定局の適正配置の見直しを行います。(P.42)」とあるが、「見直し」の中で測定局を移動したり、廃止すると、継続して大気を測定してきた意味が全くなってしまうおそれがある。また、今後予想される交通量の増加など、将来的な予測をしながら、今後起こるであろう環境影響を見逃さないような測定局の配置を検討するなど、調査箇所を増やす必要性を認識すべきである。 また、P.63に日常生活での環境配慮指針に「歩きタバコをやめましょう」とあるが、歩きタバコどころか、喫煙自体を抑制すべきであろう。</p>	<p>今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>

原案(平成22年10月27日審議)に対する意見及び修正事項等について

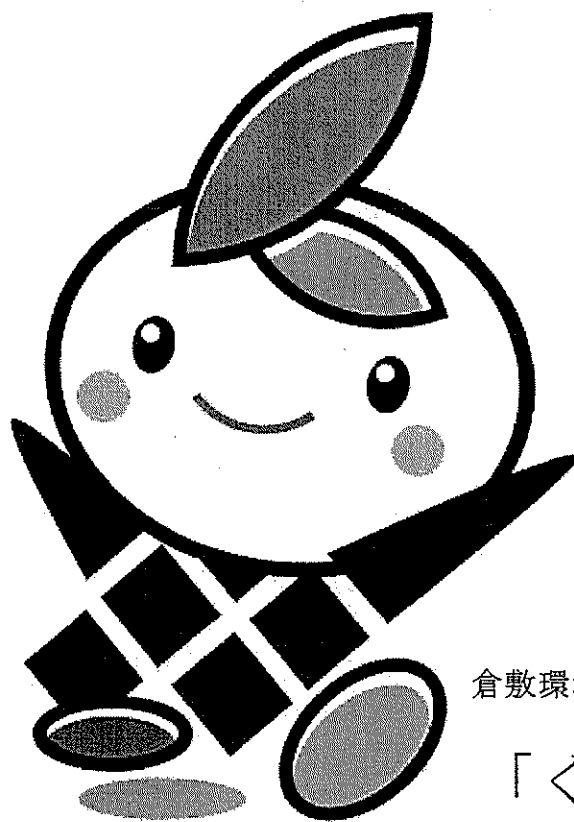
答申案ページ	修正意見等	修正事項等
全体について	<p>・「持続可能」という言葉を使う場合に「持続的に発展する地域(社会、まち)づくり」という表現を基本にしてはどうか</p>	<p>持続可能」なの中には、発展する、保全する両方の意味を込めている。「持続的に発展する」も同意義の趣旨ではあるが、「発展する」だけ目立つこと、及び、市として他の各種計画等についても、持続可能な社会、まちづくりで表記されているので、現行のまま「持続可能」で表記したい。</p>
P2	<p>1 第2段落と第3段落の間に、簡略なつなぎの文章があることが望ましい。例えば、「・・・が未達成」などのように。 2 「その間、・・・」の部分について、地域の問題・課題が見えてこないので書き加えるべき。 3 「計画策定市民委員会」の役割や経過が簡略に説明されるべき。「全計画を全面的に見直し」とあるのは、この段落の後段に移すべき。「市民委員会・・・10年後の目標設定・・・市民ニーズ・・・長期的視点・・・」のもとに、「全面的に見直し」したのではないか?</p>	<p>1, 2については、ご指摘のとおり、加筆修正しました。 3につきましては、ご指摘のとおり修正しました。 また、「計画策定市民委員会」の役割や経緯については、資料編へ記載いたします。</p>
P4		<p>・環境基本計画の位置付けの表を修正しました。 また、毎年度実施計画を作成することを明記</p>
P9	<p>1 新総合計画案では「環境保全と地域の社会・経済活動が調和した、持続的に発展する地域づくりを推進する」としているが、これとの整合性はどうか? 2 「基本目標1」にかかる「分野別目標」について、新総合計画案では、「市の基本方針」として4項目を掲げている。新総合計画の基本方針4項目の方が適切な表現となっており、修正が望ましい。 3 この部分の「分野別目標」を記述する順序として、「原案」の「(環境と地域経済との調和) 4 環境と経済の・・・」が最初に書かれるべき。</p>	<p>・基本方針部分は、環境基本計画の基本方針部分から抽出し、案を提出していますので、基本的には整合が取れています。ただ、総合計画のこの項目には「景観」の部分の記載がないので、等基本計画の方が範囲が広がっていますが、現行のままでいきたい。 ・「環境と経済・・・」の部分をもとに最初に記載したらどうか、ですが、ご指摘のとおり、範囲としてはこちらの方が広ですが、昨年度の審議会でもご議論いただきましたが、環境基本計画であることから、環境関連(特に環境関連の部署が担う部分)を先に記載して、これらの取組と併せて、複合的に行っていくという趣旨で最後に記載していますので、現行のままで記載したい。</p>

P9	<p>1 「推進します」「目指します」「保全・整備します」「努めます」「増やします」「育てます」などで締めくくられている。</p> <p>2 あらゆる主体の参加のもとで、進める「基本計画」という性格を考慮すれば、「目指します」はびったりはまると思われる。しかし、「保全・整備します」は不適切ではないか？</p> <p>3 また、すべてを「目指します」にすることはできないが、「努めます」「増やします」「育てます」について、行政が行うようなニュアンスに受け取れる場所があるので、よく吟味してあらゆる主体が取り組みというニュアンスになるよう、必要な見直しを行う必要があるのではないか？</p>	<p>ご指摘のとおり、「保全・整備します」の部分を他の目標と合わせて、「保全に努めます」に修正しました。</p>
P10	<p>・分野別目標に、地域づくりの視点から、低炭素地域づくりの目標項目を加えるべき。このことに関連して、別に策定中の「実行計画」との整合性を確保するよう、ここに掲げられている2項目の他に、必要な目標を加えることを検討するべき。</p>	<p>・前回の審議会でご説明させていただきとおり、低炭素地域づくりについては、本市では「都市マスタープラン」が担っており、詳しい記載がされているので、環境基本計画では持続可能な社会・低炭素社会に向けての環境面からの記載で行うと整理して作成しています。現行のままの記載でいきたい。</p>
P11		<p>P9の修正に合わせて修正しました。</p>
P13	<p>【パブコメ意見】</p> <p>・瀬戸内海に面する倉敷市としては、こうした考え方もふまえた上で藻場、干潟の保全・再生・拡大に取り組むよう、第三章 現状と課題の「1. 自然環境」や「4. 地球環境」に記載した上で、施策の方向性に位置づける必要がある。</p> <p>・海底ごみをはじめとした海ごみに関する記述が全くみられない。今後さらにこの問題に対する取り組みを進めるためにも、必ず記載すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、瀬戸内海の保全の総合的な対策として、自然環境の現状と課題へ記載しました。</p>

P17	<p>・「伝統と風格のある都市景観・・・引継いでいく」だけでなく、これからの都市景観づくりについて、課題があるのではないかと？</p> <p>・「地球環境への関心・・・生態系へも配慮した美しい景観・・・」とあるが、この部分に記述しなければならないほどのものなのか？</p>	<p>「都市景観」の切り口から見ると、あまり大きな意味は持たないかもしれないが、環境基本計画に記載する「景観」については、この部分は特に強調したいので現行のまま残したい。</p>
P20	<p>・市民・行政・企業の三者の活動で公害対策を進めてきたという形で表現したほうがいいのではないかと。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、修正しました。</p>
P21	<p>・ベンゼンに関する記述について、「平成20年度に・・・環境基準を達成・・・」の部分に、どのような努力がなされて、環境基準達成に至ったのか、簡略に説明してはどうか？</p>	<p>ベンゼンの排出量自体が、企業努力により削減されており、このことをご指摘のとおり記載しました。</p>
P24	<p>「リサイクル率が高い」とあり、「市民アンケート・・・ごみの減量化・再資源化・・・求められている」とありますが、両者の関係をもう少し説明する必要があるのでは？</p>	<p>・市の「リサイクル率」の高さは、エコワークスによる熱回収の部分が多い。グラフに説明を入れます。</p>
P27	<p>・「地球温暖化対策」「再生可能エネルギーの導入」とありますが、両者は一つの項目の中で記述した方が適切ではないかと？</p> <p>さらには「4 地球環境」に係るものとして、他に「現状と課題」として記述すべきことはないかと？例えば、地球環境問題への地域からの情報発信とか、貢献とか？</p>	<p>・上段の部分については、ご指摘のとおり「地球温暖化対策」の項目で統一して記載します。</p> <p>・詳細は実行計画で記載しているので、基本計画では現行の「情報提供」程度表現に留めたい。ご理解頂きたい。</p>

<p>P30～ 施策の方向 性全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別計画の記載について、網掛けだけでは意味が判りにくいので、意味が判るように記載する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の趣旨を踏まえ修正しました。
<p>P30～ 施策の方向 性全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針」の書き方に書き込んだものと書き込まれていないものとのアンバランスが目立つ。見直しをし、必要な補完等を行うべき。 ・「基本方針」は文章がもっと短くても良いのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針のうち、現状と課題を再掲している部分については、削除し、主要な施策とダブル分については簡潔に表現するよう全体的に整理しました。
<p>P32</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性地域戦略の策定に着手し・・・」とあるが、10年後を目指す環境基本計画に記述するにあたって、「着手」は不適切ではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、「策定します。」に修正しました。
<p>P59～ 主体別配慮 指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮指針の中で、指針の表記の仕方と、P62の環境ラベルの説明のしかたが同じで、わかりにくい。表現の仕方に工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の趣旨を踏まえ修正しました。
<p>P68・69</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の部分に「ESD活動」を入れてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P68に「ESD活動」の指針を追加し、P69で「ESD」についての説明を記載しました。

倉敷市第二次環境基本計画（答申案）



倉敷環境キャラクター

「くらいふ」

倉 敷 市

平成 2 3 年 〇 月

目 次

第一章 基本的事項

1 計画策定の趣旨と背景 2
2 計画の役割 3
3 計画の対象範囲 5
4 計画の期間 5
5 計画の構成 6

第二章 目指すべき姿

1 望ましい環境像 8
2 基本目標 8
3 分野別目標 9
4 施策体系図 11

第三章 現状と課題

1 目標ごとの現状と課題 12
--------------	----------

第四章 施策の方向性

1 目標ごとの施策の方向性 30
---------------	----------

第五章 主体別環境配慮指針

1 主体別環境配慮指針の役割 58
2 日常生活での環境配慮指針 59
3 事業活動での環境配慮指針 70

第六章 計画の総合的な推進

1 計画の推進体制 80
2 計画の進行管理 81

資料編

第 一 章
基 本 的 事 項

1 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成11年12月に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「倉敷市環境基本条例」を制定しました。さらに、この条例の基本理念の着実な実現に向けて、平成12年2月に計画期間を平成22年度までの11年間とした、本市で最初の環境基本計画を策定し、地域の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、京都議定書の発効や法律改正、国の第三次環境基本計画の策定、船穂町及び真備町の合併による市域の拡大など、本市を取り巻く状況の変化に対応するため、平成19年3月に環境基本計画の改定を行いました。今日まで環境施策推進にあたっての指針としての役割を担ってきました。

基本計画の推進により、地域の自然環境、生活環境の保全が図られてきましたが、一方、この10年の間に、地球温暖化問題が人類の生存に関わる脅威であるとし、未来の子どもたちへ地球環境を引き継いでいくために、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から枯渇性の資源やエネルギーに過度に依存しない、持続可能な社会への転換が求められています。

このような環境を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、計画策定市民委員会を設置し10年後の目標を設定するなど、市民ニーズを反映させた長期的な視点のもとに、前計画を全面的に見直し、今後の施策の方向性を示す新たな環境基本計画を策定しました。

削除：

その間、

削除：今後の政策を示した地

球温暖化対策基本法案の公表

や、温室効果ガスを25%削減

するための国民運動が展開さ

れるなど、

削除：前計画

を全面的に見直しするととも

に、

2 計画の役割

本計画は、倉敷市環境基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、市民及び事業者との協働により、施策を計画的に推進するための方向性を定めたものです。

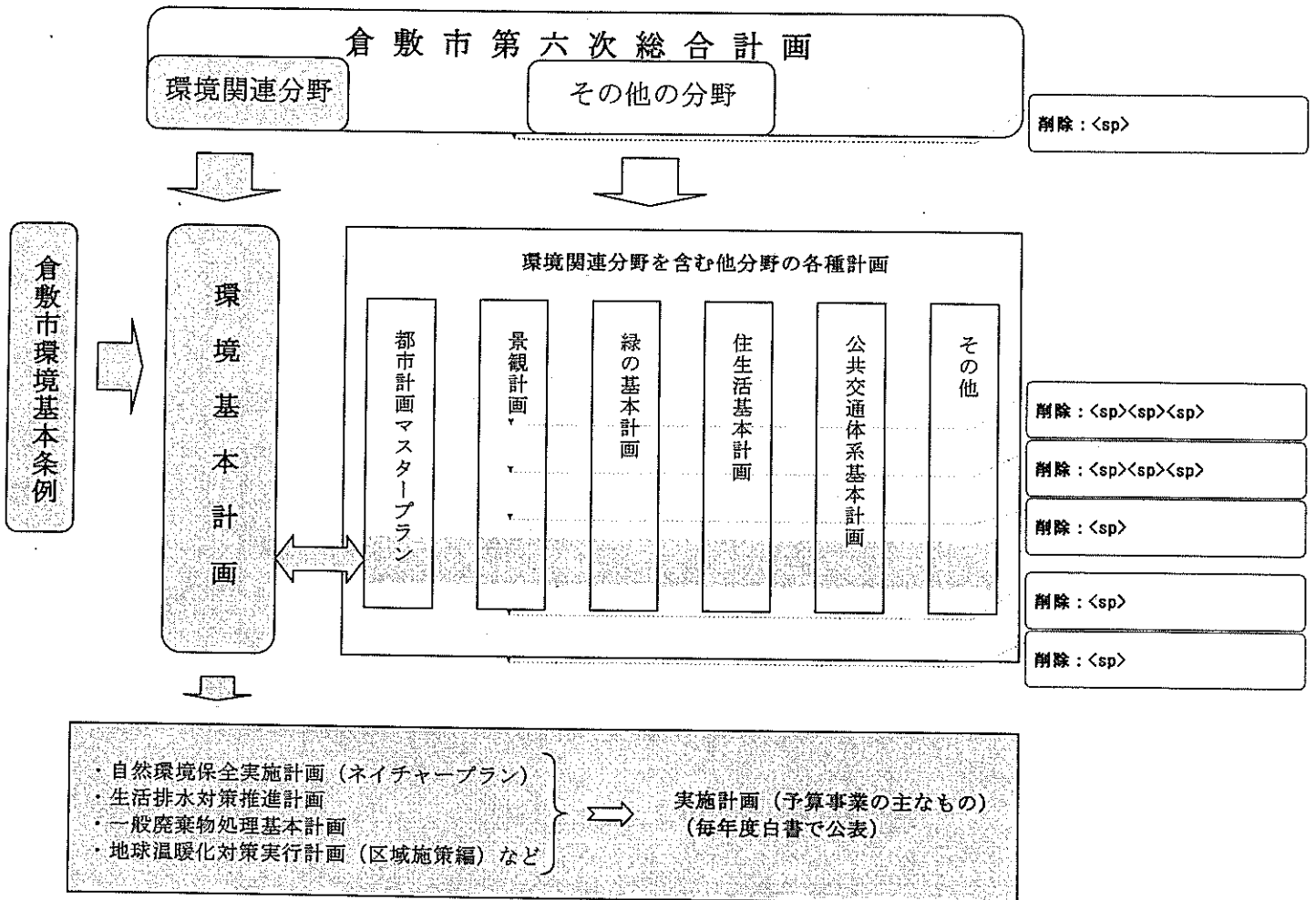
【倉敷市環境基本条例 第3条（基本理念）】

- 1 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

また、倉敷市総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念を、環境面から実現するための役割を担います。

各環境分野における基本目標・分野別目標や施策の方向性を明らかにし、個別計画や環境に関連する分野の施策等を実施するにあたっての基本となるものです。

【環境基本計画の位置づけ】



3 計画の対象範囲

計画の対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、都市環境及び地球環境とします。

- (1) 自然環境・・・植生・植物、動物、生態系、生物多様性、ふれあい等
- (2) 都市環境・・・景観、歴史的町並み、緑化等
- (3) 生活環境・・・大気、水質、土壌、有害物質、廃棄物等
- (4) 地球環境・・・温暖化対策、再生可能エネルギー導入等

4 計画の期間

計画期間等については、上位計画である総合計画との整合性を図る観点からも平成23年度～平成32年度までの10年間とします。

5 計画の構成

計画は次の章から構成されています。

第一章 「基本的事項」では、計画策定の趣旨と背景、役割、位置付け、範囲、期間などを示しています。

第二章 「目指すべき姿」では、望ましい環境像と、その実現のための、5つの基本目標及び分野ごとの分野別目標を掲げています。

第三章 「現状と課題」では、計画の対象範囲ごとの現状と課題を示しています。

第四章 「施策の方向性」では、分野別目標ごとの基本方針と数値目標及び主要な施策を示しています。

第五章 「主体別環境配慮指針」では、市民、事業者が環境に配慮して取り組むべきガイドラインとなる指針を示しています。

第六章 「計画の総合的な推進」では、環境基本計画の進行管理と推進体制及び評価の方法等を示しています。

資料編 「倉敷市環境基本条例」や計画策定経緯などを掲載しています。

第二章

目指すべき姿

1 望ましい環境像

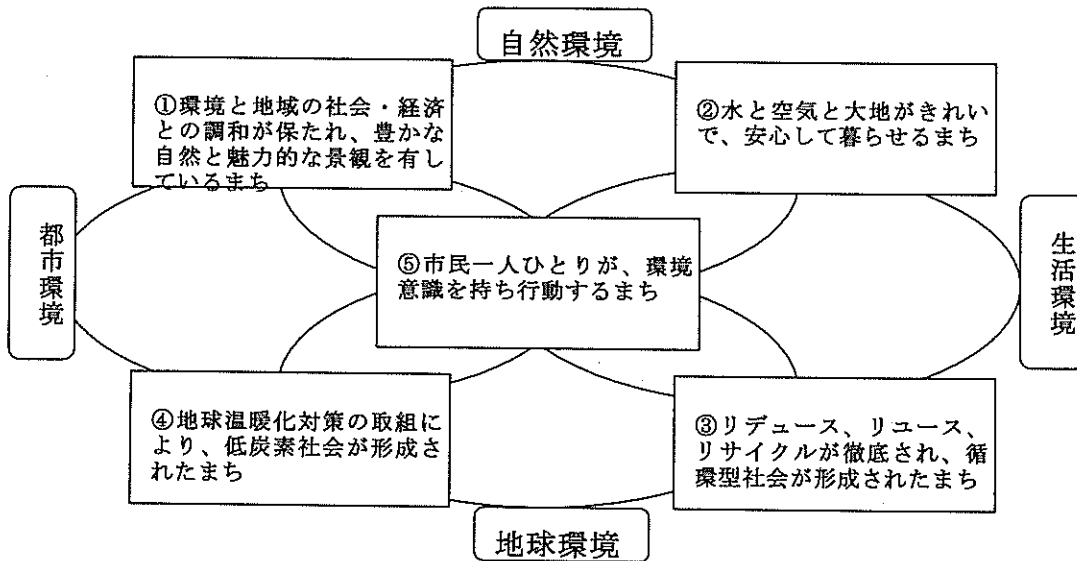
倉敷市環境基本条例の基本理念や、第六次総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念「自然の恵みとひとの豊かさで個性きらめく倉敷」を環境面から実現するために、10年後の倉敷市の望ましい環境像を次のように定めます。

自然と人との共生し

未来につなぐ 健全で恵み豊かな環境

2 基本目標

望ましい環境像「自然と人との共生し 未来につなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するために、総合計画の生活課題のうち、環境基本計画の範囲に入るものを整理して、次の5つの基本目標を設定しました。



3 分野別目標

5つの基本目標のもとに、環境分野ごとの目標を設定して、目標実現に向けての施策を展開します。

【基本目標1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

【分野別目標】

(自然環境の保全)

- 1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

(緑の保全、緑化の推進)

- 2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

(景観づくり)

- 3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

(環境と地域経済の調和)

- 4 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

【分野別目標】

(水環境)

- 1 良好な水環境の保全に努めます

(大気環境)

- 2 クリーンな大気環境の保全に努めます

(生活環境：環境衛生、化学物質対策等)

- 3 安心・安全な生活環境の実現に努めます

書式変更：下線

【基本目標 3】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

【分野別目標】

(ごみの排出抑制)

- 1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

(廃棄物の適正処理)

- 2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本目標 4】

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

【分野別目標】

(温室効果ガス削減)

- 1 温室効果ガス削減の取組を推進します

(再生可能エネルギーの導入)

- 2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会をめざします

【基本目標 5】

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

【分野別目標】

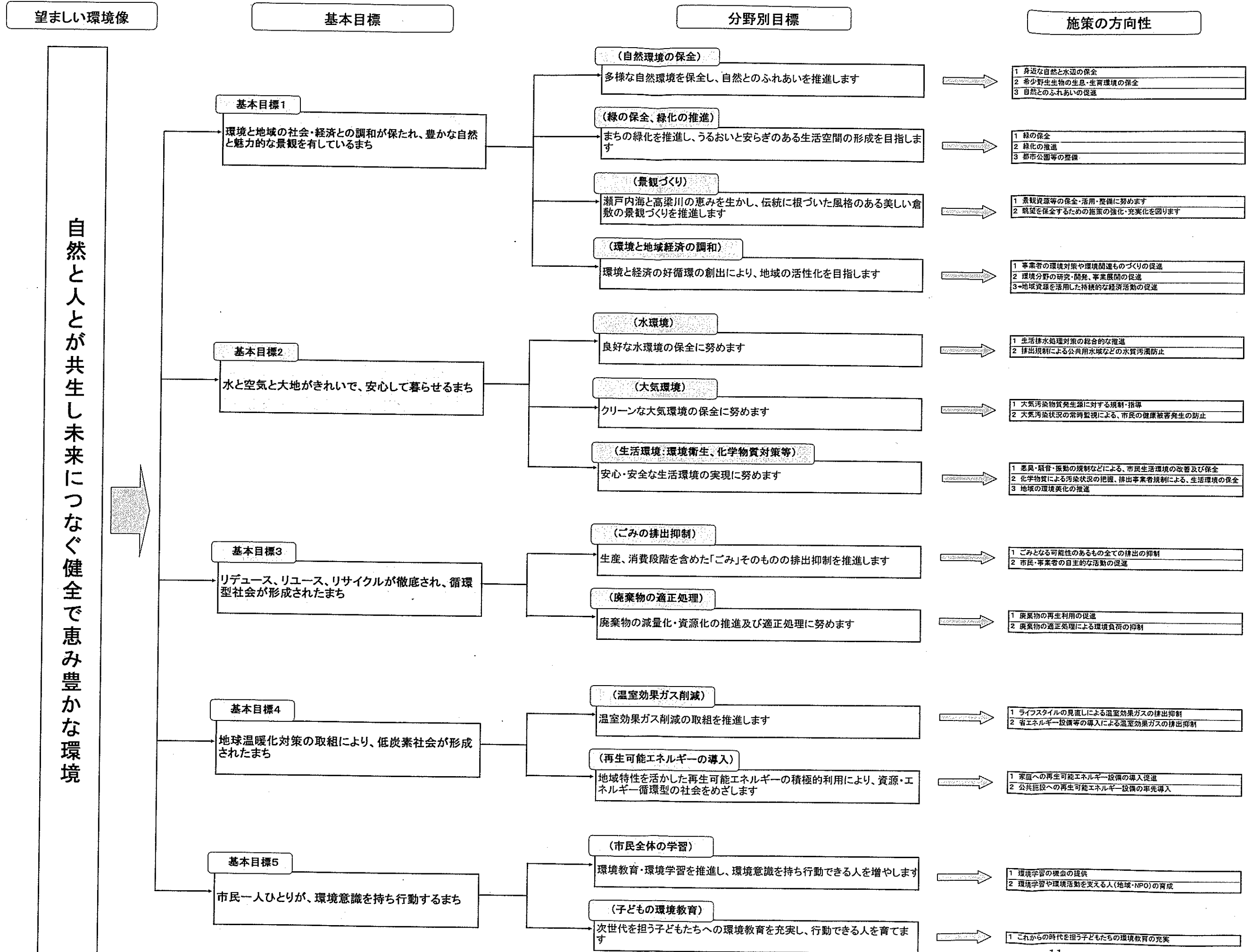
(市民全体の学習)

- 1 環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

(子どもの環境教育)

- 2 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

4 施策体系図



第三章

現状と課題

1 自然環境

身近な自然・水辺の保全

本市は、高梁川兩岸に開けた広い平野部と北部から北西部に連なる丘陵地帯から成り、南は瀬戸内海に面し、多種多様で恵み豊かな自然を有しています。その様な自然に支えられている都市環境にも、多くの動植物が生息しており、こうした豊かな自然環境は、私たちの生活に無くてはならないさまざまな恵みを与えてくれる貴重な財産です。この貴重な財産を守るために、自然を破壊する開発行為の規制等を行ってきました。

一方で自然環境は一度失われると、回復が不可能な場合も少なくはなく、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。このため、自然環境の保全に努め、より良い姿で次世代に引き継いでいくことが重要です。

私たちに多くの恵みを与えてくれる、瀬戸内海の保全に関しては、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」に基づき、生活排水や海ごみなどの廃棄物、藻場及び干潟等の保全等も含めた総合的な対策を市民、事業者、県及び関係市町村が一体となって、引き続き推進していくことが重要です。

また、市内を流れる河川や用水路、ため池等の身近な水辺は、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれる貴重な空間であるとともに、多くの生き物の生息場所でもあります。これまでも用水路等の改修を行う際には、生態系に配慮した整備を行ってきましたが、今後も私たちの親しみやすい水辺空間の保全・創造を継続していくことが重要です。

希少野生動植物の保護

市内には多くの動植物が生息していますが、その中には、種の保存法で国内希少野生動植物に指定されているものや、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されている「スイゲンゼニタナゴ」・「イチモンジタナゴ」、絶滅危惧ⅠB類に指定されている「ダルマガエル」など全国的にも希少な種が存在しています。また、岡山県希少野生動植物保護条例の指定種である「ミズアオイ」については、

岡山県内唯一の自生地が、市内に存在しています。

しかし、環境汚染や、社会経済構造の変化に伴う土地利用の変化、開発行為など人間活動の影響による自然環境への負荷の増大により、数多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。さらに、ヌートリアやブラックバスをはじめとする外来生物による在来生物への食害や生息区域の侵食、外来生物と在来生物との交雑など、地域固有の生態系や生物多様性に被害・脅威を与えるようになってきました。

こうした外来生物の駆除や、交雑対策等を行うことにより地域固有の生態系を保全していくことが重要です。

自然とのふれあい

自然とのふれあいや、自然の恵みを感じることは、私たちの生活が自然環境と密接なかかわりがあることを認識するうえで重要なことです。特に、次世代を担う子どもたちに、自然とのふれあいを通じて、生命のつながりや大切さ、自然の良さに気づき、環境に対する豊かな感性を育てることが重要です。

市では、探鳥コースの設定、ビオトープの設置など、市内各所に自然とふれあえる場の整備を進めてきましたが、平成21年11月に実施した環境に関する市民アンケート調査（以後「市民アンケート調査」という）では、今後も身近な緑や自然とふれあえる場の整備が求められています。

今後とも自然とふれあえる場の整備を推進するとともに、継続的に活用していくために必要となる維持管理、そして、自然とふれあう機会の創出やそれらを支えていく人材を充実していくことが重要です。

市内の探鳥コース設定状況

コース名	案内板設置場所	コース名	案内板設置場所
由加山コース	由加山駐車場	種松山コース	種松山山頂公園
円通寺コース	円通寺公園	向山コース	ユースホテル前
日差山コース	日差山境内	三百山コース	才の峠配水塔入り口
竜王山コース	朝日観音参道	真備琴弾岩コース	真備町琴弾岩横
藤戸コース	藤戸寺入り口	ふなおコース	ふなおワイナリー 駐車場
浅原コース	安養寺駐車場		

市内ビオトープ一覧

名称	設置場所	名称	設置場所
蛍遊の水辺・由加	児島由加	赤崎小学校ビオトープ	児島赤崎
ホテル護岸(林 224 号水路)	林	倉敷南小学校ビオトープ	西富井
ホテル護岸(林 148-2 号水路)	尾原	川辺ふるさとビオトープ	真備町川辺
玉島南小学校ビオトープ	玉島柏島	末政川ホテルの棲める護岸	真備町市場
連島神亀小学校ビオトープ	神田 3 丁目	箭田小学校ビオトープ	真備町箭田
倉敷市役所本庁舎壁泉池 ビオトープ	西中新田	酒津ホテルビオトープ	酒津

2 都市環境

緑の保全

本市には、国立公園に指定された瀬戸内海沿岸部をはじめ、市内には福山山系、大平山・種松山山系、由加山山系など多くの山地や丘陵地における樹林地、里山や農地などの豊かな緑が存在しています。この緑を保全するために、倉敷市民憲章の「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります」の理念に基づき、さまざまな緑化の推進・緑の保全に関する施策を推進してきました。

緑には、長い年月をかけて担ってきた、大気の浄化や水源の涵養・土壌の保全、多種多様な生き物の生息場所といった多面的な役割と機能があり、さらには、私たちにレクリエーションや自然とふれあえる場を提供してくれるとともに、美しいおおいのある都市景観にも寄与しています。しかし、一度失われると、元に戻すには長い年月が必要であり、人の手で戻すことは非常に困難でもあります。

私たちは、緑の持つ意義を再認識し、積極的に緑の保全活動を行い、このかけがえのない財産を次世代に引き継いでいかなければなりません。

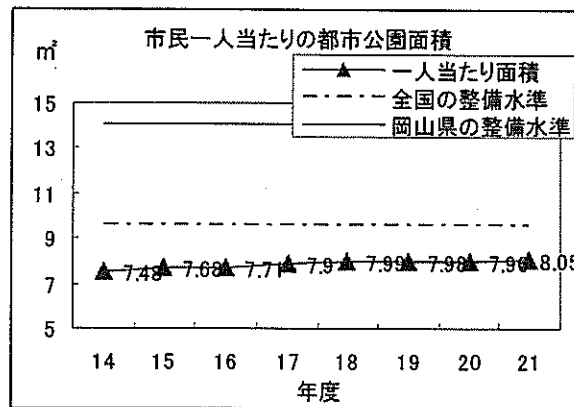
緑化の推進

市街地の緑の空間は、丘陵地における樹林地、里山や農地、河川、公園、道路、さらには、工場や宅地の植栽など多岐にわたり、私たちの生活にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境保全、防災、良好な都市景観の形成などの機能を担っています。近年、地球温暖化対策をはじめとする地球規模の環境保全のうえでも、緑の担う役割はますます重要となっています。

しかしながら、都市化の進展による市街地の拡大や開発により、水田を含め緑は減少傾向にあります。このため、公園や緑地の整備、道路及び公共施設の緑化と併せて、住宅や事業所など民有地の緑化を推進していくことも必要です。今後、多様な機能を持つ緑地を維持・創出していくためには、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で緑化を推進していくことが重要です。

都市公園の整備

本市の都市計画区域内には、平成22年3月末現在で694箇所の都市公園があり、総面積にして380haで、市民一人当たり面積では8.1㎡となっています。これは、全国の整備水準9.6㎡/人の約84%、岡山県の整備水準14.1㎡/人の約57%となっています。



また、市民アンケート調査でも「公園や街路樹などの緑地の整備」が求められており、市街地での建築物の密集化や自然環境の減少が進む中で、都市公園の果たす役割はますます重要になってきました。

私たちの憩いと安らぎの場であるとともに、高齢化の進展や社会的背景の変化に伴う地域コミュニティ活動の場としての必要性、災害時におけるオープンスペースとしての重要性なども踏まえ、適切な配置や整備を行っていく必要があります。

さらに、市街地においては、環境配慮型の都市公園を整備し、多くの生き物たち

が生息でき、私たちが自然とふれあえる環境を確保していくことも重要です。

景観づくり

本市には、瀬戸内海国立公園の鷺羽山、王子が岳、由加山などわが国を代表する景勝地や、円通寺や由加神社、蓮台寺、熊野神社などの寺社や古代吉備ゆかりの遺跡などの地域の歴史を感じさせる文化遺産など多様な美しい景観が広がっています。

また、戦災をまぬがれた昔ながらの白壁の町屋や蔵が建ち並ぶ倉敷川沿いの町並みは、旧き時代の面影を伝える心ふるさととして、私たちに親しまれ、歴史都市としての印象が国内でも広く知られています。

この歴史的な町並みは、偶然に残ったものではなく、昭和 20 年代から、市民自らが文化的な遺産として後世に遺そうと提唱し、なまこ壁の土蔵や民家を活かしたまちづくりを、行政とともに実践してきたことよってはじめて守られてきました。

時代の移り変わりの中、より良いものを取り入れながら、自然と伝統・文化が調和した大切な原風景を守り育てていくという取り組みが倉敷らしさの原点です。

こうした先人たちの努力の積み重ねにより築かれた本市の伝統と風格のある都市景観を、私たちは誇りに思うとともに、さらに次世代へと引き継いでいかなければなりません。

また、地球環境問題への関心が高まる中、できる限り環境への負荷を減らすとともに、生態系へも配慮した美しい景観をもつ持続可能なまちづくりを行うていくことが必要です。

環境と地域経済

私たちの日常の生活や事業活動は、さまざまな側面から環境へ負荷を与え続けてきており、地球温暖化をはじめ、多くの環境問題の原因となっています。

このまま、社会経済活動のグローバル化や現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を続けていけば、地球温暖化の進行や生態系へ与える悪影響などもさらに深刻化し、その影響は私たち自身の暮らしや、社会経済活動の基盤を脅かすこととなります。

このような中、環境を守ることは私たちの生活や経済活動の基盤を守ることに繋がります。持続可能な社会を形成するためには、私たち一人ひとりが環境保全に取り組むことが必要不可欠です。

国の第三次環境基本計画においても「環境と経済、そして社会の統合的な向上を目指す」とされ、環境と経済の間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような関係を築いていくことが重要であるとされています。

このため、社会の構成員である市民・事業者・行政がお互いに連携して、日常生活や事業活動から発生する環境への負荷を軽減させる取り組みが求められています。

また、今後、さまざまな環境問題を解決していく必要性から、省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術・産業の分野の市場規模の拡大が見込まれます。環境保全と地域経済の活性化を同時に進めていくためには、現状の地域資源の把握・見直しを行い、地域の各主体と事業者・行政との幅広い連携により、新しい環境関連産業の分野を盛り立てていくことが必要です。

事業者の環境配慮

企業の環境意識は、以前にもまして高まってきており、法規制の遵守はもとより、環境保全を企業の社会的責任であると位置付け、環境技術の開発や環境投資など、企業経営における環境配慮が進んでいます。

しかし、中小企業では、積極的に環境に配慮した行動をとろうとしても、具体的な行動について身近なところに十分な情報が無く、結果的に行動を起こすことができない場合もあり、有益な情報提供を行える体制整備が求められています。また、環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO 14001は、中小企業にとっては、人、時間、費用などの負担が大きいため、エコアクション21等の簡易な環境マネジメントシステムの普及促進を図り、あらゆる事業者に環境に配慮した取り組みを浸透させることも必要です。

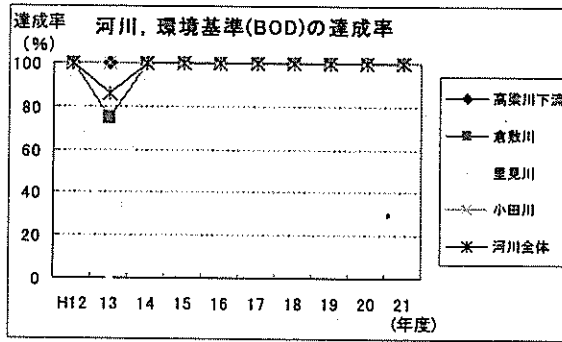
3 生活環境

水環境の保全

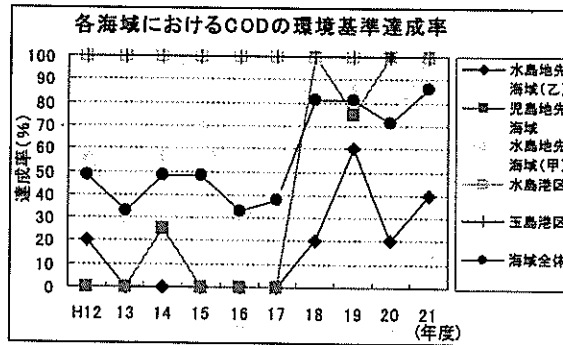
本市の主な河川としては、市域を二分して瀬戸内海に流れ込む一級河川の高梁川、その高梁川の支流で真備地区を流れる小田川、児島湖に流入する倉敷川、郷内川、児島地区では小田川、下村川、玉島地区では里見川、船穂地区を流れ玉島港に注ぐ溜川などがあります。また、海域は水島港区、玉島港区、水島地先海域及び備讃瀬戸があります。

これら河川や海域などの公共用水域には環境基準が定められており、環境基準には、人の健康の保護に関する「健康項目」と生活環境の保全に関する「生活環境項目」があります。健康項目の環境基準は河川・海域の、すべての地点で達成しています。

河川の水質汚濁状況についても、生活環境項目のうちBODの環境基準達成率は、次のグラフのとおり、全ての地点で環境基準を達成しています。しかし、児島地区の河川については、工場の排水処理施設の整備等により、改善されてきているものの染色工場排水の影響を受けさまざまな色を呈することがあります。その他の小河川、水路でも生活排水や工場・事業場排水などによる汚濁が見られ、市民アンケート調査でも「身近な河川などの水はきれい」と感じている人が約3割と低い値になっています。



海域については、生活環境項目のうちCODの環境基準達成率は、次のグラフのとおり、年度により変化はありますが、海域全体では改善傾向にあります。瀬戸内海は汚濁が進行しやすく回復しにくいという閉鎖性の特性が



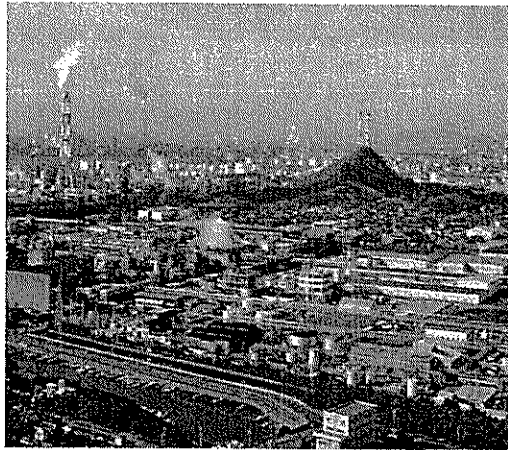
あるため、自然浄化能力を超える汚濁物質が流入しない対策を進めていくことが必要です。

河川や海域の水質を改善するためには工場・事業場に対する規制や公共下水道整備などの生活排水対策による汚濁物質の削減に加え、河川や海自身も持つ自然の浄化機能を保全・回復するとともに、生活排水対策の普及啓発活動を行い、市民一人ひとりの水質浄化に対する理解を深め、行動をとる人を増やすことが必要です。

地下水については市内のいくつかの地点で揮発性有機化合物などについて環境基準を超過している地点があります。地下水は一度汚染されるとその影響が長期にわたることから、監視・測定体制の充実などによる地下水汚染の防止や状況把握を行うことが必要です。また地下水汚染と密接な関係のある土壤汚染についても、土壤汚染対策法などの法令に基づき、汚染土壤の対策を行っていくことが重要です。

大気環境の保全

全国有数のコンビナートである水島臨海工業地帯を有する本市では、昭和40年代にはこれらの工場・事業場からの大気汚染が深刻でしたが、各種公害関係法令の整備とそれに基づく総量規制の設定による大気汚染物質の削減、企業と行政とで環境保全協定を締結することにより施設・設備の改善を行うなど、企業自身の積極的な改善努力と、地域住民



の理解と協力のもと、計画的に公害対策を進めてきました。

本市では、大気環境の状況を把握するため、市内25箇所に大気測定局を設置し、二酸化硫黄や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの常時監視を行っています。大気汚染物質の環境基準の達成状況は、次の表のとおりで、概ね環境基準は達成していますが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成できていません。

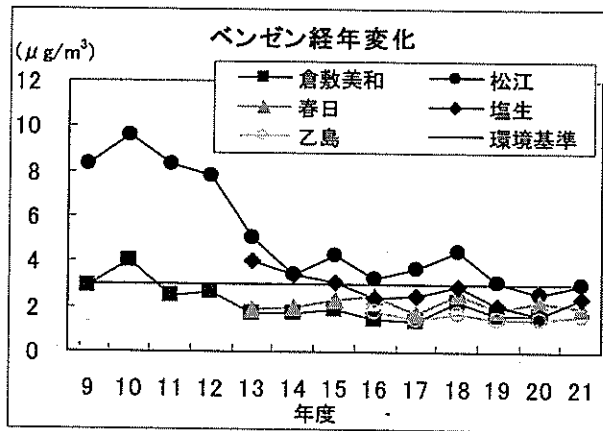
大気汚染常時監視結果における環境基準達成率の推移

(単位:%)

大気汚染物質	測定局	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
二酸化硫黄	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊	環境	92.9	21.4	92.9	85.7	100	13.3	100	100	100
粒子状物質	自排	100	0	100	100	100	0	100	100	100
光化学 オキシダント	環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自排	-	-	-	-	-	0	0	0	0
一酸化炭素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ 環境:一般環境大気測定局、自排:自動車排出ガス測定局

ベンゼンなどの有害大気汚染物質は、市内5箇所で測定を行っています。平成9年度からの測定開始以降、ベンゼンについては、松江測定局において環境基準を超過している状態が続いていましたが、ベンゼン等排出施設



からの排出量の削減等もあり、平成20年度に初めて、すべての測定局で環境基準を達成しました。

本市において、環境基準を達成できていない光化学オキシダントの原因物質やベンゼンは、工場・事業場から排出されるだけでなく、自動車排出ガスにも含まれています。

さらに、市民アンケート調査では「自動車や工場などからの排気ガス等により空気が汚れている」と感じている人が約7割を占めています。

このような状況から、大気汚染を防止し、私たちの健康を守るためには、調査・監視体制の強化などを図るとともに、法令などに基づく工場・事業場への規制や指導の強化や排出抑制対策、自動車排出ガス対策の推進が重要です。

騒音・振動・悪臭の防止

静かで快適な環境は、安全・安心な生活を営むために必要な要素ですが、私たちは工場・事業場や自動車・鉄道、また、日常生活に起因するさまざまな音やにおいに接しながら生活をしています。

騒音・振動・悪臭は、直接人間の感覚を刺激することから感覚公害と呼ばれており、その主な発生源は工場・事業場、建設作業、交通機関などですが、近年はライフスタイルの多様化に伴い、これら発生源のみならず、家庭用エアコンの室外機やペットの鳴き声など日常生活に起因するものも問題となっています。

これらの多様な発生源への対策として、居住区域における騒音測定、自動車や鉄道からの騒音・振動測定を行うとともに、特定悪臭物質を発生させる工場・事業場への立入調査・測定を実施してきました。その他にも、安眠を妨げるおそれがあるため、公共の場所における夜間（午後10時から日の出まで）の花火を禁止するなどさまざまな施策を行ってきました。

今後もこれらの取り組みとともに、日常生活に起因する騒音等に対しては広報等による普及啓発の推進が重要です。

化学物質対策

私たちの生活を便利にするために、事業活動や日常生活の中で多種多様な化学物質が使用されていますが、その一方で、化学物質による環境への影響や人体への毒性が問題となっています。本市では大気や水、土壌の環境中におけるダイオキシン類の調査を行い、市内の汚染状況を把握するとともに、事業者に対して必要な規制・指導及び監視等の取り組みを進めています。今後は、化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため、化学物質に関する正確な情報を市民・事業

者・行政で共有し、リスクコミュニケーションを推進することが必要です。

地域の環境美化

環境美化活動は、まちをきれいにするとともに地域コミュニティの活性化に役立っています。本市では以前から、全市一斉清掃など各地域の住民主体で自主的かつ積極的な環境美化活動が行われてきました。また、不法投棄については、ボランティアによるパトロールや不法投棄監視員制度、不法投棄防止用監視カメラの導入などの対策を行ってきました。

しかし、市民アンケート調査では、「ごみのポイ捨て等がなく、まちがきれいになっている」と感じている人の割合は約27%で、ごみのポイ捨てなど環境美化に対する満足度が低くなっています。

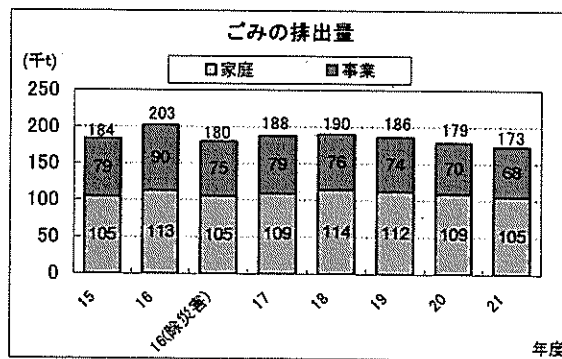
このため、今後も地域の環境美化活動や不法投棄対策等の推進により、環境美化に努めるとともに、環境美化意識の向上を図ることが重要です。

ごみの排出抑制

現在は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が行われており、多くの資源・エネルギーを用いて製品が流通している状況です。

ごみの排出を抑制し、リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまちを目指すには、ごみとなる可能性のある全ての排出を抑制する必要があります。

現状での一人一日当たりのごみ排出量（資源物除く）は、平



成21年3月末時点で1.01kg/人・日であり、類似都市の平均値(0.91kg/人・日)よりも若干多くなっています。本市の排出されるごみの約8割を占める燃やせるごみの約半分は生ごみで、非常に多くの水分を含んだものとなっており、燃やせるごみを減量するには、生ごみの減量対策が効果的です。そのためには、食品残渣の減量、水切りの徹底、自家処理、堆肥化施設の利用等が重要です。

また、燃やせるごみの中には、紙類・プラスチック類などの資源ごみが約4割も混入しています。再資源化を進めるには、一部地区での分別収集、資源化を実施している品目（白色トレイなど）については、全市域での資源化実施に向けての検討が必要であるとともに、分別の徹底について広報や普及啓発および新たな資源化手法の導入等もあわせて検討することが必要です。

分別の徹底による総排出量の抑制と再資源化を推進していくには、マイバッグ運動の推進によるレジ袋の削減や個別商品の過剰包装の削減など、市民一人ひとりの取り組みと、事業者の取り組みを併せて推進していくことが重要です。

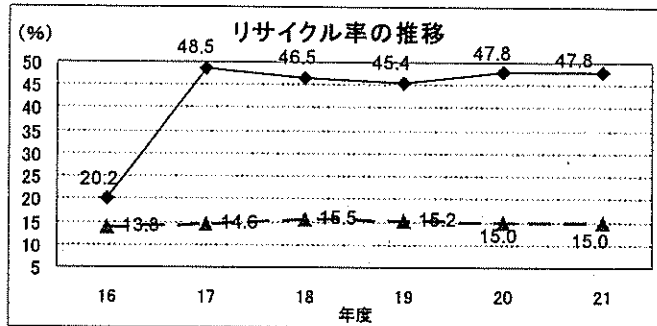
廃棄物の適正処理

廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）は、平成17年4月から稼働した、倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス（株））での、家庭から収集したごみの資源化処理などに

より、平成21年度実績で47.8%と、類似都市の平均値19.3%（平成21年3月末）に比べ非常に高い値となっています。

しかし、市民アンケート調査では、環境課題のうち「ごみの減量とリサイクルの推進」が重要であると回答した割合が一番高く、さらなる廃棄物の減量・再資源化に努めることが求められています。

また、燃やせるごみ・資源ごみ以外のものとしては、不燃ごみ・粗大ごみ・埋立ごみ等があり、処理方法としては、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられているものや、法定の事業者により適正処理が義務付けられているものなどさまざまな方法があります。こういったごみの中には、適正な処理がなされないと地球環境に多大な負荷を与えるおそれのあるものなどもあるため、適正処理がなされるよう普及啓発を行っていくと同時に、不法投棄を防止するために監視・パトロールを強化することが重要です。



4 地球環境

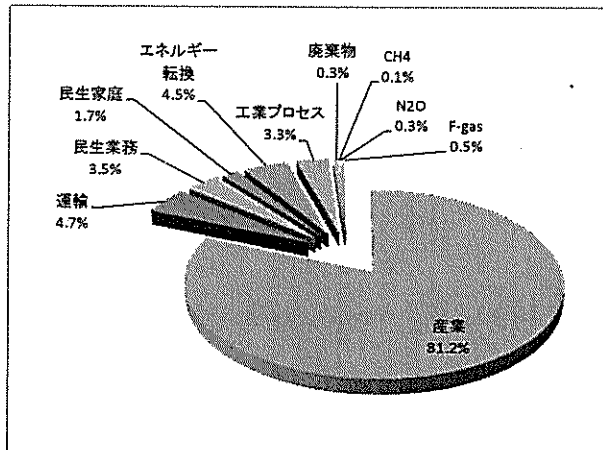
地球温暖化対策

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに豊かな生活をもたらす一方で、地球全体に深刻な環境問題を引き起こしています。

とりわけ、温室効果ガスの増加により引き起こされる地球温暖化問題は、電気やガス、ガソリンなど大量の化石燃料由来のエネルギーに依存している私たち一人ひとりの日常生活や、多くの化石燃料を使用することによって成り立っている事業活動が原因となっています。

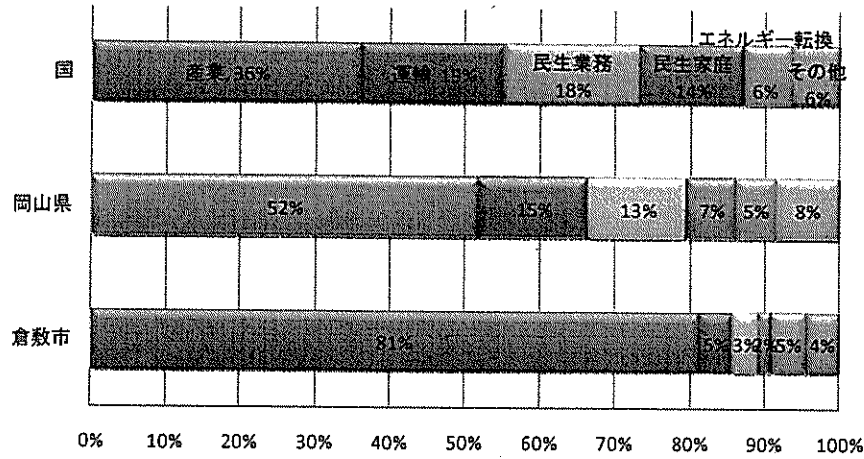
市内から排出される温室効果ガスの総量は、平成19年度に約 3,958 万 t-CO2 となっており、内訳は別表に示されるとおりです。

排出源	排出量 (t-CO2)
CO2	39,231,589
産業部門	32,127,717
製造業	32,010,790
非製造業	116,928
運輸部門	1,847,444
民生部門	2,044,036
業務	1,382,506
家庭	661,530
エネルギー転換部門	1,794,456
工業プロセス部門	1,302,813
廃棄物部門	115,123
CH4	40,508
N2O	107,574
フロン等3ガス	197,078
温室効果ガス総排出量	39,576,749

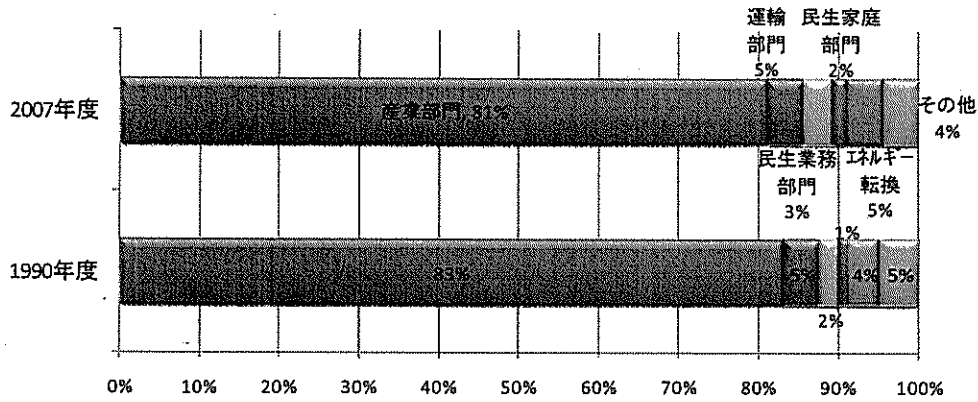


39,576,749 t-CO2

水島地区にコンビナートを有する本市においては、産業部門からの排出量が 81.2%と最も多く、運輸部門は 4.7%、民生（業務・家庭）部門は 5.2%と低く、全国的に見ても特殊な排出構造となっています。



このため、市域のみの割合を見た場合は、産業部門の一層の取り組みが効果的と考えられますが、1990年度に比べ産業部門は3%減、運輸部門は1%減に対して、民生部門は45%増となっているため、民生部門の積極的な取り組みが必要です。



本市では、温室効果ガスの削減を図るため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大といった地球温暖化対策の必要性についての啓発を行ってきました。市民アンケート調査では、「日常的に節電など省エネルギーを意識した取組を行っている」との問に対して、「取組んでいる」と答えた人の割合が26.1%、「どちらかと言えば取組んでいる」と答えた人を合わせると80.8%で、省エネルギーの推進についての市民意識は高くなっています。

私たちの日常生活やその生活を支えている事業活動から排出される温室効果ガスを削減するためには、一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、無駄なエネルギー消費を少なくする省エネルギーの推進とともに、技術革新等によるエネルギー使用の高効率化や化石燃料に依存しないエネルギー源へ転換していくことが必要です。

また、本市は都市機能を有した地域の核となる拠点が点在する多核型都市ですが、自動車利用の拡大からバス路線の廃止や減便が進行し、各地区を結ぶ公共交通機関が十分でないという面があります。

このため、多くの市民・事業者が、自動車での移動を主としており、今後は、自動車の燃費向上、電気自動車をはじめとした次世代自動車の普及促進や、主要幹線道路における歩道・自転車道の整備、公共交通機関の整備など交通インフラの充実が重要です。

さらに本市では、晴れの国おかやまという地域特性を活かした太陽エネルギーの利用を推進するため、住宅用太陽光発電システム導入費補助制度や公共施設への率先導入を行ってきました。

再生可能エネルギー設備である住宅用太陽光発電システムの導入は、補助制度により設置数が増加しているものの、平成21年度末現在で3,852件（中国経済産業局調べ）という状況であり、初期投資費用が高額であることから、十分に普及しているとは言えない状況です。

市民アンケート調査でも、『自然エネルギーの利用など新エネルギーの推進ができていない』と思うかという問に対して、『思わない・どちらかと言えば思わない』と答えた人の割合は70.1%と満足度は低い状況です。

今後の普及促進には、初期投資費用の低廉化や支援制度の拡充、市民・事業者の方に対する普及啓発や情報提供などが必要です。

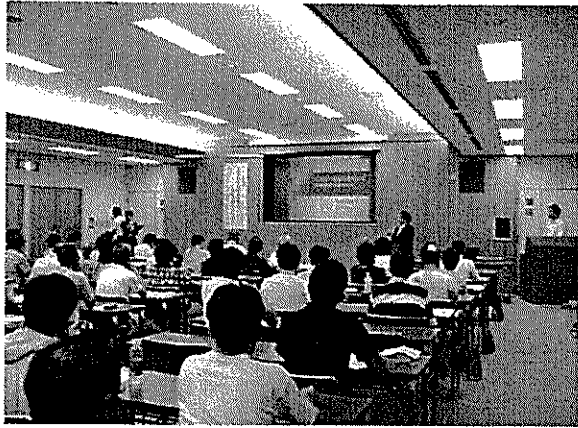
削除：

再生可能エネルギーの導入

5 環境教育・環境学習

市民全体の学習

地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境問題に対して正しい知識をもち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷の少ない行動を実践していくことが大切です。



くらしきエコつう講座

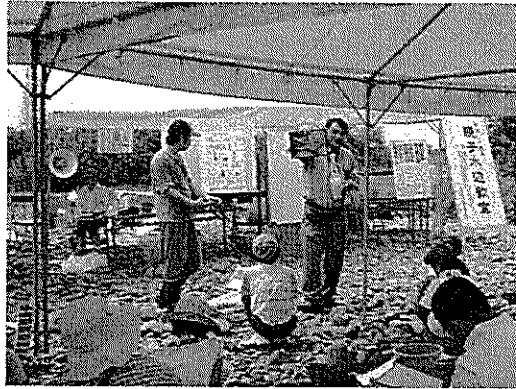
このため、本市では、自然環境、資源循環、地球環境等の分野において、市民の方の意識啓発・知識習得等のために、講演会や出前講座をはじめとし、公民館での環境学習、環境監視センター・クルクルセンターでの各種体験会、自然史博物館などで自然観察会を実施するとともに、広報活動、各種啓発冊子の配布を行い、環境教育・環境学習の取り組みを行ってきました。

しかし、市民アンケート調査では、59.5%の人が「環境学習を受ける機会が少ない」と感じており、さらに、「環境学習で学んだことを、いつも日常生活の中で実践している」と答えた人は4.0%にとどまるなど、意図していた程の成果が得られていない状況にあります。

今後は、さまざまな主体との連携や協働により、多くの市民に環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、知識の取得や理解にとどまらないで自ら行動できる人材を育て、地域に活かしていく仕組みを構築していくことが重要です。

子どもの環境教育

環境教育の重要性が高まる中、特に次世代を担う子どもたちへ環境教育を行っていくことは極めて重要な意義を有しています。



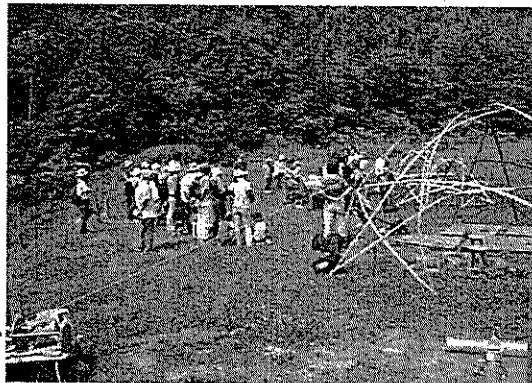
水辺教室

子どもたちが、環境について関心をもち、環境問題に対する理解を深め、環境保全のために必要な知識や実践するための習慣を身につけられるよ

う、子どもたちの発達段階に応じて、あらゆる機会に環境についての理解と関心を深めることができるような環境教育の推進が重要です。

本市の学校教育においては、時代の進展に対応する教育の推進の一環として環境教育を重点施策と位置づけ、理科や社会、道徳など関連の深い教科を通してさまざまな角度から取り組んでいます。また、学校・園の壁面緑化などを実施し、地球温暖化対策や自然の大切さを教える環境教育に活用しています。

さらに、子ども向けの体験型環境学習として、少年自然の家での自然体験学習や、環境監視センター・クルクルセンターでの各種体験会、自然史博物館などで自然観察会を実施してきました。



里のいきもの観察会

また、環境保全のための取り組みは、日常生活の中でも意識的に行っていくことが必要であり、子どもたちにと

っては、地域の身近な問題や内容を取り上げ、身近なところから学習を進めることが必要です。そのためには、家庭・地域と学校や公民館等が積極的に連携し、子どもたちの生活の身近なところで環境学習を行っていくことが重要です。

第四章

施策の方向性

【基本目標1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

【基本方針】

私たちは、次世代に将来にわたって自然の恵みを享受できるように、自然環境を保全・再生していかなければなりません。

このため、身近な自然環境の保全・再生に努め、地域の自然環境を豊かにしていくために、地域固有の生態系の確保、野生動植物の種の保存など生物多様性の確保を図り、地域の特性に合わせて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全・再生するとともに、人と自然とのふれあいを確保・推進します。

削除：私たちの生活は、直接的にも間接的にも多種多様な生き物が生息する自然環境から得られる多くの恵みを享受することにより成り立っています。すなわち、私たちと自然とは共生していかなければならない関係ですが、その一方で、私たちは日常生活の快適さを求め、多くの自然を破壊してきました。

私たちが自然環境の破壊を続け、生き物たちが姿を消してしまえば、生き物たちのつながりの中にある人間という生き物も生きていくことができません。全ての生き物は生物多様性の恵みの中ではじめて暮らしていくことができます。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合	32.5%	44.7%	56.4%
身近な自然を守る活動を行っている人の割合	10.9%	15.0%	20.0%
自然環境に配慮した工法により整備された、河川やため池、護岸等の工事件数	6件	40件	100件

【主要な施策】

1 身近な自然と水辺の保全

多くの生き物の生息場所でもあり、私たちにうおいと安らぎを与えてくれる貴重な自然環境を保全・再生するため、公共工事を実施する際は、生息状況に配慮した工事を行います。

また、地域の自然環境に配慮し、私たちが憩い、安らげる親水性の高い水辺空間の保全・整備を進めます。

2 希少野生生物の生息・生育環境の保全

次世代へ豊かな自然環境とその恵みを、将来にわたって享受できるようにするために、現存の自然環境については積極的に保全し、絶滅のおそれのある野生動植物は、その分布や生息状況などを把握するとともに、生息・生育環境の保全を行い、種の保存に努めます。

また、これまで取り組んできた倉敷市自然環境保全実施計画を見直し、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を策定し、市内の生物多様性の確保に努めます。特に、地域固有の生態系に被害をもたらすおそれのある外来生物に関しては、関係機関と連携して生息実態についての調査や情報収集を行い、情報提供や知識の普及を推進することにより、生息範囲の拡大やそれに伴ってもたらされる被害の防止に努めます。

削除：の策定に着手し

3 自然とのふれあいの促進

地域の生き物とのふれあいや自然体験を通して、自然の大切さを伝えるために、日常生活やレクリエーションなどのさまざまな場面で自然とふれあえる場の整備と、自然とかかわる機会の提供やそれらを支えていく人材の充実に努めます。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

○倉敷市自然環境保全実施計画

書式変更：インデント：左 0 字

【基本目標1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

【基本方針】

うるおいと安らぎのある生活空間を形成するために、都市公園の整備や街路樹の設置など、良好な都市環境の整備に努めるとともに、まちの緑化にあたっては、公共の場所だけでなく、遊休地の活用など民有地の緑化も推進します。

また、多様な機能を持つ緑地を維持・創出していくために、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。

削除：本市では、良好な都市環境を形成するために、都市公園の整備や街路樹等の設置を進めてきました。既に整備しているところについては、維持管理を適切に行い、私たちの憩いの場としてふさわしい、うるおいと安らぎのある生活空間として保全していきます。

今後、まちの緑化を推進していくにあたっては、公共と民有地の両方で緑化を進めていくことが必要です。公共の場所の緑化については、利用のない市有地の緑化や道路沿いの街路樹整備、河川・海岸・用水路周辺の親水型都市公園の整備を進めます。

民有地については、市街地の大半を占める個人住宅の庭や商業地・事業所内の緑地を保全するとともに、遊休地の緑化を推進することにより緑にあふれ、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
公園や街路樹などの身近な緑に満足している人の割合	59.8%	68.0%	75.0%
庭木や生垣などの身近な緑化に努めている人の割合	50.3%	58.0%	65.0%
身近にくつろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合	43.6%	54.2%	65.7%

【主要な施策】

1 緑の保全

自然との共生を図るため、まちの緑を保全するとともに、市街地の周辺に位置する森林・農用地、河川・海浜の緑を保全します。

個人や法人所有の樹木等が不要になった場合にはリサイクルできるよう配慮します。

2 緑化の推進

公共施設の屋上や壁面等の緑化を推進するとともに、市民主体の活動を支援することで、住宅等民有地や工場、事業所、遊休地等の緑化を図り、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。

また、「倉敷市緑の基本計画（平成28年～47年）」の策定時に緑化の基準・指標となる緑化率の設定を行い、計画的に緑化を進めることができる体制を整備します。

3 都市公園等の整備

うるおいと安らぎのある生活空間を形成するため、公園緑地等の適正な整備を進めていきます。

私たちの身近にある公園から、河川・海岸・用水路周辺の親水型都市公園や、多様なレクリエーションの場となる広域公園に至るまで、公園の規模・性格をふまえ、計画的に整備するとともに、整備後の適切な管理を行います。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

○倉敷市緑の基本計画

【基本目標1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

【基本方針】

瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川にはぐくまれた自然と、伝統ある歴史・文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力であり、今後も歴史的資産を活用するとともに、自然環境と調和した都市美を保全・創出していきます。

また、先人達が守り、育て、つくりあげてきたかけがえのない自然、歴史；文化を継承するとともに、人々の五感、記憶を通じて、ふるさと景観として共感できる倉敷市の姿として将来に伝えていきます。

地域の特性を活かした固有の美を尊重した生活環境の創造を目指し、風格のあるいきいきとした都市景観の形成に努めていきます。

都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、うるおいのある緑豊かで快適な景観づくりを進めていきます。

削除：美しく優れた景観は、地域の個性を表現するとともに、快適な環境をつくり、そこに住む私たちの生活にうるおいを与え、愛着や誇りを持たせてくれると同時に、都市の魅力を高め、地域社会の活性化にもつながります。
今後さらに、

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていると思う人の割合	38.9%	45.0%	50.0%
歴史的な景観が保全されていると感じている人の割合	45.8%	54.4%	64.8%
身近な生活環境の中での眺め（景観）に満足している人の割合	51.8%	57.0%	62.0%

【主要な施策】

1 景観資源等の保全・活用・整備に努めます

本市の豊富な景観資源を活かすため、景観に関する普及啓発や、個々の景観資源を保全・活用するために必要な助成・支援等を行っていきます。

また、地域・地区単位での景観形成を推進します。

2 眺望を保全するための施策の強化・充実を図ります

良好な景観を形成するため、景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や開発行為等を対象に事前の届出制度や協議制度について充実を図ります。

また、風景や町並みに大きな影響を及ぼすものについて規制していくため、建築物の高さやデザイン、色彩、屋外広告物等について規制基準を定め、本市の景観形成の強化・充実化を図ります。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

- 倉敷市都市計画マスタープラン
- 倉敷市景観計画

【基本目標1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

4 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【基本方針】

技術的イノベーションや低炭素型への構造転換などの事業者の取り組みと、その後押しを担う行政の施策を効果的に組み合わせることで、環境保全と産業・経済の持続的な発展を目指し、雇用の維持創出・地域経済の活性化を図っていきます。

環境保全を企業の社会的責任として位置付け、環境関連技術の開発・向上や環境投資による環境配慮型経営を促進します。

地域と産業とが連携・協力することにより、環境と地域の社会・経済との調和が保たれた持続可能な社会の実現を目指します。

削除：本市には、各地域において「個性と魅力」を持ったさまざまな産業資源や地域資源があり、これら無限の可能性を持った資源が、今後の本市の経済を支えていくこととなります。今日、地球環境問題への対策が社会的要求となり、地域と産業が共生できる持続可能な社会の構築が求められています。産業界では、環境に軸足を置いた企業経営が求められており、競争力強化の鍵は環境配慮型経営とも言われています。こうした中、

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
エコアクション21認証・登録事業所の数	19件	35件	50件
地産地消を心がけている人の割合	32.1%	41.0%	50.0%
企業の新增設における事前協議に係る環境に配慮した計画の割合	100%	100%	100%

削除：生産から消費までの経済サイクルの中で、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を分担し、私たちのライフスタイルを含め、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造の変革を進めていきます。

【主要な施策】

1 事業者の環境対策や環境関連のものづくりの促進

事業者のエコアクション21への積極的な取組みを呼びかけるとともに、倉敷市地球温暖化対策実行計画に基づき「COOLくらしき80」プロジェクトを推進します。

また、事業者の環境に関する地域貢献活動の促進を図ります。

あわせて、環境に配慮した消費活動を促進するため、グリーン購入や地産地消の普及啓発を推進します。

2 環境分野の研究・開発、事業展開の促進

環境分野における産学官の情報交換や有用技術の共有を促進します。

新たな省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援します。

新たな環境産業の積極的な誘致に取り組むとともに、低炭素型・環境調和型への転換・移行が行いやすい環境を整備します。

3 地域資源を活用した持続的な経済活動の促進

すべての地域資源を有効に活用し、エネルギーも含めた地産地消の推進を行うとともに、本市の「個性と魅力」の積極的な情報発信により、エコツーリズム・エコツアーの促進を図ります。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

1 良好な水環境の保全に努めます

【基本方針】

きれいな水は、私たちの安心・安全な生活に欠かせないものです。

このため、私たちが健康で安心して生活できるよう、河川や海などの公共用水域や地下水の水質について、水質汚濁に係る環境基準の達成を目指し、良好な水環境の整備に取り組みます。

また、土地利用において、健全な土壌環境を維持するため、土壌汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等の適正な運用を図ります。

削除：を

削除：整備します

削除：私たちの生活を通して、さまざまな場面で使用した水は排水として、河川や海などに流れこみ、水質汚濁の主な原因となっています。近年では、下水道の整備や処理方法の高度化、工場等の排水規制強化などの対策により、水質改善は進んでいます。依然として水質が良好でない河川もあります。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
日頃から水環境の改善を意識して行動している人の割合	23.9%	50.0%	75.0%
身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じている人の割合	31.2%	45.0%	60.0%
汚水処理施設整備率	85.5%	89.5%	93.4%

【主要な施策】

1 生活排水処理対策の総合的な推進

公共用水域の水質汚濁については、家庭から排出される生活排水が主な原因であり、その対策を推進することが良好な水環境の保全につながります。

このため、倉敷市生活排水対策推進計画や下水道整備五箇年計画に基づいて、順次、公共下水道の整備を行うとともに、地形や地縁性などの地域の特性に応じて、農業集落排水処理施設や浄化槽の効率的な整備を図ることで、総合的な生活排水対策を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を低減し、良好な水環境の保全・整備に努めます。

また、各種イベントや環境学習、リーフレットの配布など、生活排水対策の啓発活動を積極的に行い、多くの市民や事業者の方に、水環境保全への理解と関心を高めていただくよう努めます。

2 排水規制による公共用水域などの水質汚濁防止

水環境の状況を把握するために、河川、海域及び地下水の水質監視を行うとともに、工場・事業場に対しては、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、立入検査を行うなど、排水規制基準の遵守を指導します。

また、排水規制基準が適用されない小規模な工場・事業場に対しては、排水処理の適正化などによる汚濁負荷の削減について、指導を行います。

土壌汚染については、土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止及び汚染状況の把握等により健全な土壌環境の維持を図ります。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

- 倉敷市生活排水対策推進計画
- 下水道整備五箇年計画

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

2 クリーンな大気環境の保全に努めます

【基本方針】

クリーンな大気環境は、私たちが安心・安全に生活するための環境の実現に欠かせないものです。

私たちの健やかな暮らしに影響を及ぼすことがないように、大気汚染に係る環境基準が未達成な地域はその速やかな達成を、既に達成している地域はさらに良好な水準を目指すとともに、健康被害防止の観点から、引き続き大気汚染防止に取り組みます。

削除：本市の大気汚染は全体的に改善傾向にありますが、これまでの産業公害に、自動車の排出ガスなどによる生活に密着した都市・生活型公害が加わり、複雑化・多様化しているため確な対応を進めていく必要があります。

削除：安心して

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
身近な空気がきれいに保たれていると感じる人の割合	40.9%	55.0%	70.0%
大気環境の基準値（1日平均値）を超過している日数	22日	15日	10日
通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合	50.3%	63.0%	75.0%

【主要な施策】

1 大気汚染物質発生源に対する規制・指導

大気汚染防止法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排出基準や総量規制基準の遵守の徹底を促すとともに、使用する燃料・原料改善、排出ガス等を処理する施設の改善、揮発性有機化合物の削減対策についての指導を徹底します。

自動車公害対策として、市民や事業者に対しても、マイカー利用の抑制、アイドリングストップ、エコドライブなどの啓発に努めます。市自らも率先して自動車使用の自粛を進めるとともに、次世代型エコカーの普及促進に努めます。

2 大気汚染状況の常時監視による、市民の健康被害発生の防止

市内に設置された一般大気測定局及び自動車排出ガス測定局により、大気環境の測定・監視を実施します。測定・監視の結果については、インターネット等により情報提供を行い、市民の健康被害発生の防止に努めます。

また、大気汚染状況の変化に対応するため、測定局の適正配置の見直しを行います。

なお、大気汚染物質のうち、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を超過している状況であり、特に濃度が上昇しやすくなる夏期を中心に大気汚染防止対策期間として、光化学オキシダント汚染の防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

有害大気汚染物質については、引き続き汚染状況を把握するための調査を実施します。環境基準を超過する場合には、工場・事業場への状況確認を実施し、該当施設の改善、有害大気汚染物質の排出削減について指導を行っていきます。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

3 安心・安全な生活環境の実現を目指します

【基本方針】

安心・安全な生活環境を確保するために、騒音規制法、振動規制法や悪臭防止法等に基づき、継続して対策を行います。

将来に渡って、化学物質の有害性による悪影響が生じないようにするため、事業者等が適正に化学物質の管理・使用を行うように指導するとともに、P R T R制度に基づき、使用実態等の情報について管理・提供していきます。

また、化学物質に対する不安解消のために、化学物質に関する正確な情報をわかり易く説明・提供するよう努めていきます。

広報等による普及啓発や環境美化活動を支援し環境衛生意識の向上を図り、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを進めていきます。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合	38.4%	55.0%	70.0%
環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らしていると思っている人の割合	54.4%	67.0%	80.0%

【主要な施策】

1 悪臭・騒音・振動の規制などによる、市民生活環境の改善及び保全

居住区域における騒音測定、自動車や鉄道の騒音・振動の測定と合わせて、騒音や振動に関する関係法令に基づき、工場・事業場、建設作業等に対する監視・指導を実施します。また、工場・事業場等からの悪臭を抑制するため、悪臭防止法に基づき工場・事業場に対する規制・指導を行い、快適な生活環境の確保に努めます。

事業活動以外の日常生活から発生する生活騒音等に対しては、出前講座やリーフレットの配布など啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図ります。

2 化学物質による汚染状況の把握、排出事業者規制による、生活環境の保全

化学物質による汚染状況の把握のため、ダイオキシン類について、大気や水、土壌の環境調査を継続して行うとともに、発生源事業者に対して必要な規制・指導、監視等に努めます。

また、P R T R制度の運用の中で、確実な届出指導を通じて、事業者による化学物質の適正な管理体制を構築・運用させるとともに、市民・事業者・行政が情報の共有と相互理解を深め、化学物質による環境汚染を低減する取り組みを推進します。

3 地域の環境美化の推進

全市一斉ごみ0（ゼロ）キャンペーンなど、市民や民間団体、事業者などによる自主的な美化・清掃活動を支援するとともに、散乱ごみ対策を進め、地域の環境美化を推進します。また、不法投棄監視員によるパトロールの強化や、市民への啓発・指導を通じ、不法投棄やポイ捨てについての監視を強化し、不法投棄の防止と早期発見の体制強化を図ります。

【基本目標3】

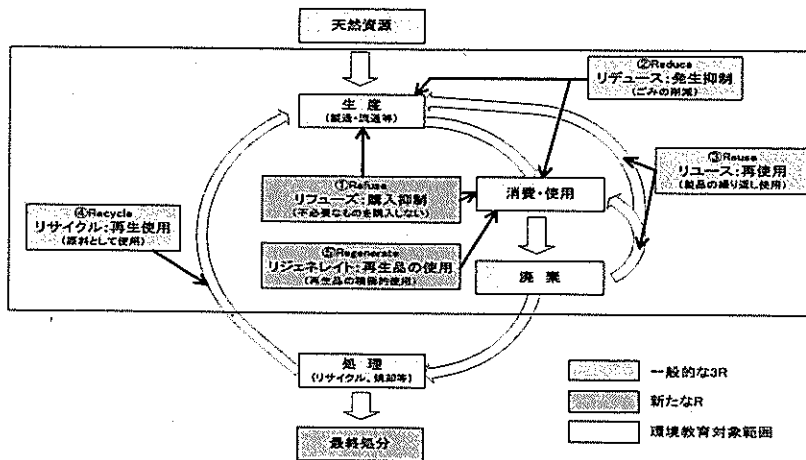
リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

【基本方針】

本市では、「環境最先端都市」として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、5R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle、Regenerate）の実践がなされている社会の形成を目指します。

そのためには、排出段階ではもちろんのこと、生産・消費段階においても、資源の浪費を抑え、「ごみ」そのもの、つまり、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出抑制を推進していきます。



設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
ごみの発生抑制に配慮した行動をしている人の割合	30.6%	40.0%	60.0%
家庭ごみの一人一日当たり排出量（資源ごみ除く）	566 g	495 g	473 g
事業ごみの年間排出量	68,140 t	59,871 t	58,096 t

【主要な施策】

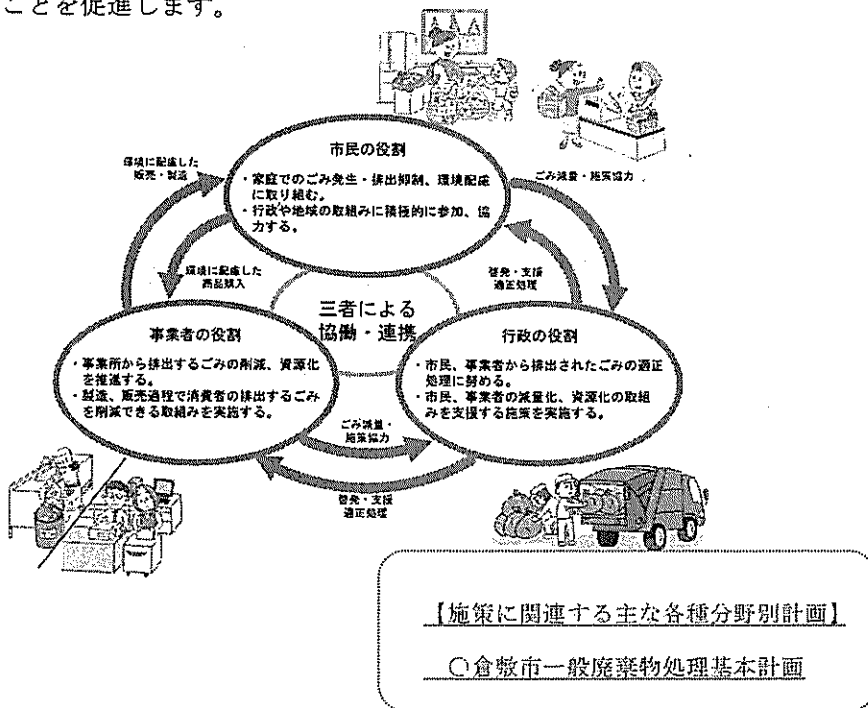
1 ごみとなる可能性のある全ての排出の抑制

ごみの排出抑制に向けて、従来から、ごみの発生を抑制（Reduce：リデュース）するとともに、積極的な再使用（Reuse：リユース）を行い、再使用が不可能なものは再生利用（Recycle：リサイクル）を行うなど、3Rの取り組みを進めてきました。

今後は3Rの取り組みをさらに発展させ、 unnecessaryなものを購入しない（Refuse：リフューズ）ことや、再生利用品を積極的に利用する（Regenerate：リジェネレート）ことの実施・推進を加えた5Rに取り組んでいくことで、排出段階ではもちろんのこと、生産、消費段階においても資源の浪費を抑え、ごみそのものだけでなく、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出を抑制することを目指します。

2 市民・事業者の自主的な活動の促進

市民・事業者が、基本理念や行動原則を自ら考え、ごみの排出抑制や再資源化に取り組むことを促進します。



【基本目標3】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本方針】

排出される廃棄物は、再生利用に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による熱回収を行ったうえでの減容化や最終処分などの適正処理を実施し、廃棄物が環境に与える負荷を可能な限り抑えます。また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理経費の節減に努めます。

不法投棄による環境破壊を防止するため、違法行為には厳正に対処するとともに、事業者等の意識の向上に努めます。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）	2.4%	維持	維持
リサイクル率	47.8%	52.0%	54.0%

【主要な施策】

1 廃棄物の再生利用の促進

廃棄物の再生利用を促進するためには、廃棄物の発生源となる市民・事業者の両者において、排出時に分別の徹底を図ることが重要であるとともに、資源ごみの回収体制の整備が必要です。

排出抑制に関する施策として、市民向けに生ごみ減量や、マイバッグ・マイ箸運動の推進等を行うとともに、事業者向けに、大型生ごみ処理機の導入補助制度の推進や一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導等により排出抑制に努めます。

また、廃棄物の再生利用の促進に関する施策として、分別徹底の推進、ごみステーションでの指導実施等の普及啓発と、空き缶つぶし機の貸出の拡大、ペットボトル回収の充実や常設リサイクルステーション設置の検討等の回収体制の整備を行います。

2 廃棄物の適正処理による環境負荷の抑制

医薬系廃棄物等の人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、ブロックやタイヤをはじめとする適正な処理が困難な廃棄物について、確実に専門処理業者による処理を行うよう、適正な処理方法についての周知徹底を図ります。

地域の景観維持に向けた美化に努めるため、不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正に対応していきます。また、広報や事業者向けパンフレットで適正な処理について協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

○倉敷市一般廃棄物処理基本計画

【基本目標4】

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

1 温室効果ガス削減の取組を推進します

【基本方針】

低炭素社会の実現に向けては、すべての主体が地球温暖化問題に対する意識を高め、実際に行動することが、大きな推進力となります。限りある資源とエネルギーを大切にし、自然環境との調和を図る、環境にやさしいライフスタイルの普及が必要不可欠です。

低炭素社会の形成を目指し、すべての市民・事業者・行政が自ら率先して省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーへのシフトを心がけ、市全体の温室効果ガス排出量を削減するよう努めます。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
家庭で温暖化対策「グリーンくらしきエコアクション」に取り組んでいる人の割合	24.6%	38.6%	52.5%
温暖化対策「グリーンくらしきエコアクション」に取り組んでいる企業の割合	5.5%	50.0%	80.0%
温室効果ガス（CO ₂ ）排出量の削減目標	【2007 年度】 39,572,877 t	6%削減	12%削減

【主要な施策】

1 ライフスタイルの見直しによる温室効果ガスの排出抑制

ライフスタイルの変化により、家庭からの温室効果ガス排出量は大幅な増加傾向にあります。

「グリーンくらしきエコアクション」の普及による、暮らしの中での省エネルギーへの取り組みや、公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動等の推進を通じて、無駄のないエネルギー消費を心がけることによる、家庭からの温室効果ガスの排出抑制を推進します。

2 省エネルギー設備等の導入による温室効果ガスの排出抑制

技術革新に伴い、エネルギー機器・設備1台あたりのエネルギー消費量は年々減少しています。

省エネルギー機器・設備の積極的な導入やエネルギー源のシフト等を推進し、市全体での温室効果ガスの排出抑制に努めます。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

- 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 倉敷市公共交通体系基本計画

【基本目標4】

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します

【基本方針】

地球温暖化対策に当たっては、「再生可能エネルギーの利用」や「次世代型エコカー」の普及等が有効であり、国内のみならず世界的な普及が進んでいます。

本市は、晴れの国おかやまという太陽エネルギーの利用に有利な気象条件や、電気自動車の産地である等、地球温暖化対策の鍵となる特性を有しており、これらの地域特性を活かした、資源・エネルギー循環型の社会を目指します。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
住宅用太陽光発電システム設置件数	3,852件	10,000件	28,000件
公共施設の太陽光発電システム設置kw数	90kw	250kw	500kw

【主要な施策】

1 家庭への再生可能エネルギー設備の導入促進

民生家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を図るため、支援制度や普及啓発などを通じて、積極的に住宅用太陽光発電システムの導入を推進していきます。

また、その他の再生可能エネルギー設備についても、市民生活に適した設備の導入が進むように普及啓発等を行っていきます。

2 公共施設への再生可能エネルギー設備の率先導入

市の事務事業活動から排出される温室効果ガスの排出削減を目指すとともに、公共施設に太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備を率先して導入し、再生可能エネルギーの普及啓発に努めます。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

- 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 倉敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【基本目標5】

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

- 1 環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

【基本方針】

限りある資源や豊かな自然を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成するため、これまでの環境学習の機会をさらに充実させるとともに、環境学習・環境活動を支える人材（地域・NPO）の育成を図ることで、人間と環境との関わりについて正しい知識をもち、自らが責任をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人を増やすことを目指します。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
「もったいない」意識を共有している社会が出来ているともう人の割合	6.0%	12.0%	30.0%
環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践している人の割合	4.0%	10.0%	20.0%

【主要な施策】

1 環境学習の機会の提供

環境教育を促進するために、子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在するよう、これまでの、講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座の拡充はもとより、公民館等の社会教育施設を地域での環境教育の場として、より一層の充実を図ることで、幅広い環境学習の場の提供に努めます。

さらに、環境監視センター、クルクルセンター、自然史博物館などの環境学習施設の整備・充実を図ります。

また、市民・市民公益活動団体、事業者、行政等の各主体が連携して、地域等で自主的な環境教育が実施できるように、環境に関する必要な情報が各主体に行き渡るよう、情報の収集及び提供に努めます。

2 環境学習や環境活動を支える人（地域・NPO）の育成

地域における環境活動を先導するコーディネーターや、環境学習を推進する指導者の育成や活動支援に努めます。

また、市からの情報提供を充実させるとともに、地域や事業者が環境に関する取り組みや情報を共有することができるネットワーク形成を目指します。

【施策に関連する主な各種分野別計画】

○倉敷市生涯学習推進基本計画

【基本目標5】

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

2 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

【基本方針】

家庭、学校や地域は、子どもが基本的な生活習慣や社会規範を身につける場であり、そこでの体験や学習は、子どもの将来の考え方や行動に大きな影響を与えます。自然とのふれあいや日常生活を通して、豊かな感性を育み、環境を守り大切にする心を育てることが期待されます。

家庭、学校、地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進し、また、家庭、学校、地域、事業者が相互に連携した取り組みを行うことにより、将来を担う子どもたちが環境に配慮した行動のよき実践者となるように、環境教育・環境学習の推進を目指します。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
自然がかけがえの無い大切なものだと感じている子どもの割合	71.7%	80.0%	95.0%
「もったいない」意識をもち、物を大切にしている子どもの割合	31.4%	45.0%	65.0%
自然にふれる活動に参加している子どもの数	18,130人	21,761人	24,564人

【主要な施策】

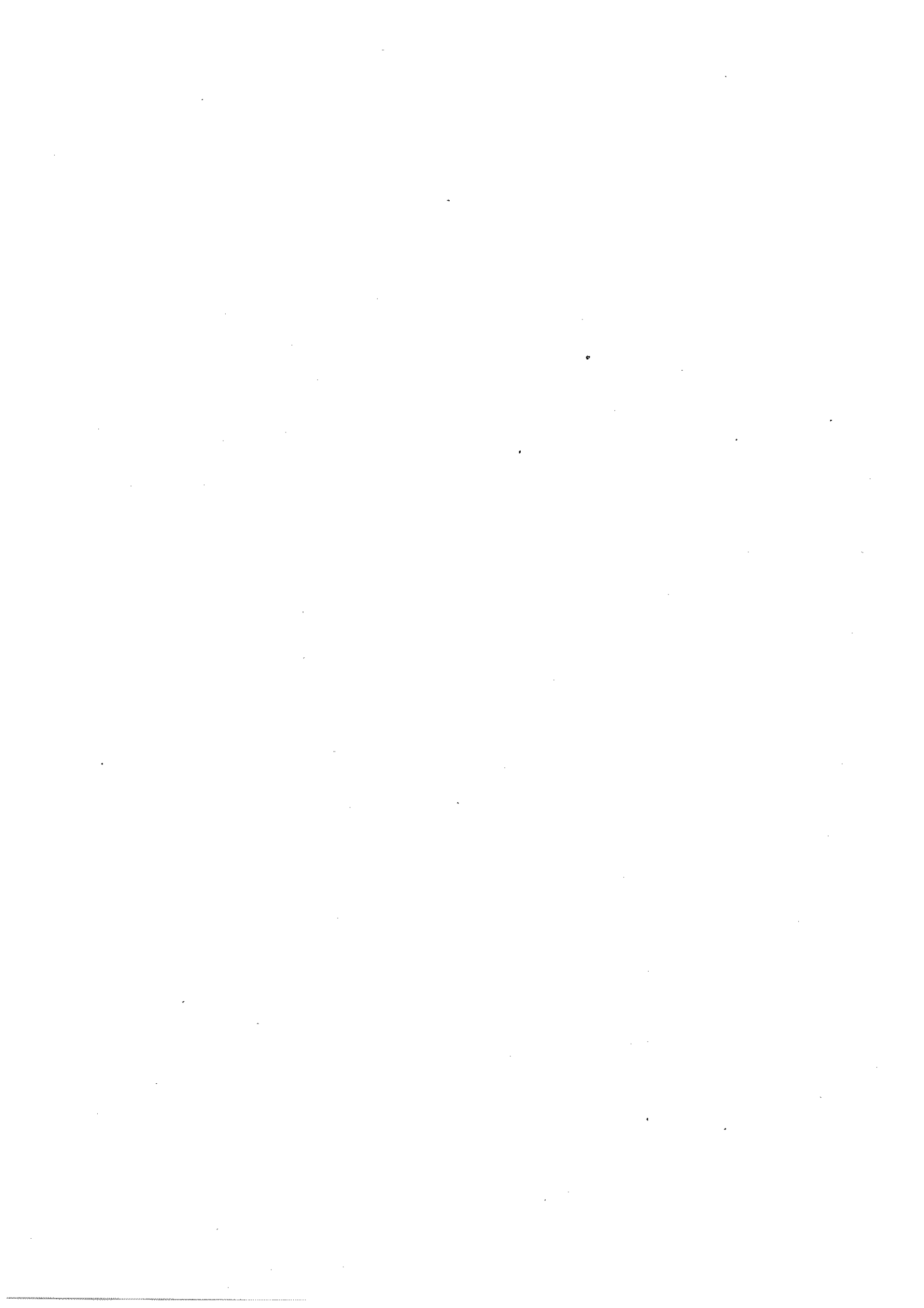
1 これからの時代を担う子どもたちの環境教育の充実

環境を大切にし、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる実践力を育成するため、学校、家庭、地域、事業者と連携を図りながら、環境教育の充実に努めます。

子どもの発達段階に応じた環境学習プログラムづくりや本市の山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりを進め、継続的に環境教育を推進できるよう努めます。

また、子どもたちが地域において、自主的に楽しく環境学習や環境保全活動を行えるよう「こどもエコクラブ」を育成・支援します。

さらに小中学校を対象とした出前講座などにより学校での環境教育を支援します。



第五章

主体別環境配慮指針

1 主体別環境配慮指針の役割

環境基本計画に掲げる基本目標や分野別目標ごとに設定した「めざそう値」を達成するためには、前章「施策の方向性」で示した、各分野別目標ごとの市の施策の推進と合わせて、市民の方や事業者の方など、一人ひとりが環境に配慮した行動に主体的に取り組んでいくことが重要です。

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う、環境負荷の増大が大きな要因となっています。「健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、従来のライフスタイルの見直しを行い、環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざす取組が必要です。

このため、市民の方が日常生活の中で、また、事業者の方が事業活動を行う中で、出来る限り環境に配慮した行動を実践するためのガイドラインとして「主体別環境配慮指針」を作成しました。

本計画で示した市の取り組みとともに、市民の方や事業者の方も、日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取り組みの実践をお願いするものです。

主体別環境配慮指針

日常生活での環境配慮指針

【基本目標 1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

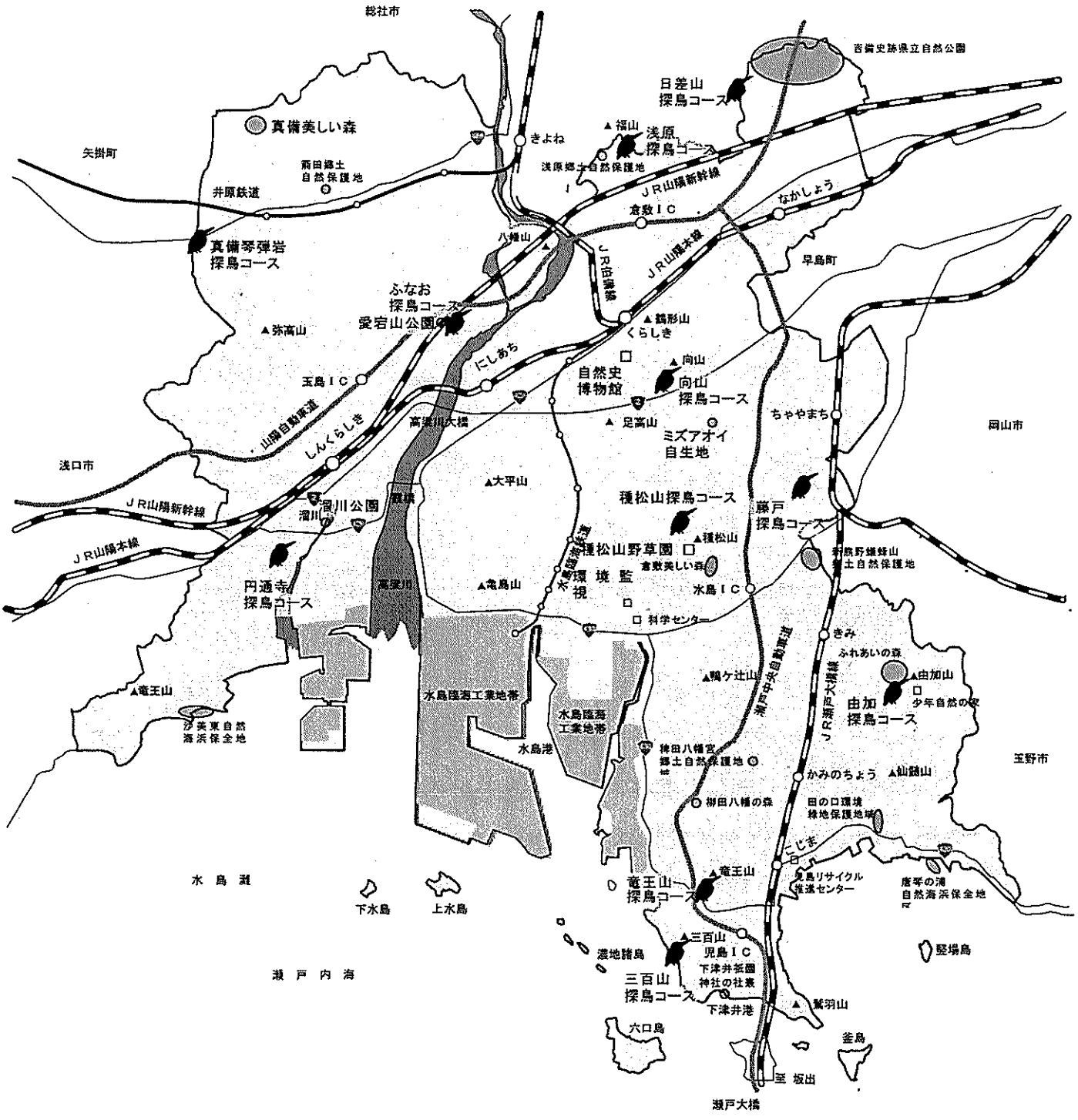
1 自然環境の保全のために

- 積極的に自然観察会などに参加して自然の仕組みを学びましょう。
- 家の周りの野生生物を調べ、定期的に観察し、増減等を調査してみましょう。
- 休日は、山や川などに出かけ、自然に親しむようにしましょう。
- 外来生物の被害や対策について学び、駆除などに協力しましょう。
- 外来生物や、他の地域に生息する動植物を、放したり植えたりするのはやめましょう。
- 購入した動植物は責任を持って最後まで飼育・栽培し、自然に放すのはやめましょう。
- 野生生物をむやみに傷つけたり、持ち帰るのはやめましょう。
- 里山などの身近な自然を守る活動に参加・協力しましょう。
- 絶滅に瀕している野生生物について学び、地域で乱獲や生息環境の破壊を許さない体制を整えましょう。

2 緑の保全・緑化の推進のために

- 生垣の設置や庭木の植栽などの身近な緑化に努めましょう。
- ベランダ、壁面、屋上などの緑化に取り組みましょう。
- 空き地などの遊休地の緑化に取り組みましょう。
- 落ち葉、生ごみなどを堆肥化して、身近な緑を育てましょう。
- 花いっぱい運動などの緑化活動に参加しましょう。
- 公園の樹木や街路樹などを大切にしましょう。
- ヨシ原などの水辺の緑の公益的機能（大気・水質浄化機能など）の重要性を学びましょう。
- 地域で親しまれている巨樹・老樹などの保全に努めましょう。
- 不要になった樹木をむやみに伐採せず、移植や必要な人に譲るなど、緑のリサイクルに心がけましょう。

市内自然ふれあい地図



3 風格のある美しい景観づくりのために

- 地域の風土や周辺の自然環境などを損なわないように配慮して建築しましょう。
- 地域の風土や周辺の自然環境に調和した素材・材料の活用に配慮しましょう。
- 地域固有の歴史や文化などを調べてみましょう。
- 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に努めましょう。
- 地域の祭りや郷土芸能などに参加し、歴史文化を継承しましょう。

4 環境と地域経済との調和のために

- 環境ラベルについての知識を高め、環境に配慮した消費活動を心がけましょう。
- 電化製品等を購入する際は、省エネルギータイプの製品を購入するようにしましょう。
- 食材などを購入する際は、地元で採れたものを購入するなど、地産地消を心がけましょう。

環境ラベル

製品の環境に関する情報を製品や、パッケージなどを通じて消費者の方に伝えるものを環境ラベルといいます。環境ラベルには、【タイプⅠ】第三者による認証に基づくもの、【タイプⅡ】事業者等の自己宣言によるもの、【タイプⅢ】製品のライフサイクルにおける環境負荷のデーターを定量的に表示する、3つのタイプがあります。日本では、【タイプⅠ】は「エコマーク」のみです。

環境ラベルの例



【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

1 水環境の保全のために

- 川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう。
- 家庭から排出される生活雑排水（台所や風呂場からの排水）が、河川や水路の汚濁の大きな原因になっていることを認識しましょう。
- 洗剤は、環境に影響の少ない製品を使用し、使用量も削減するなど、適正に使用しましょう。
- 食器の油はふき取り、廃油などを流さないようにしましょう。
- 三角コーナーにネットをかけるなどして、できるだけごみを流さないようにしましょう。
- 水辺の清掃・緑化活動などに、積極的に参加しましょう。
- 洗顔やシャワー、洗車など水を使用するときは、流しっぱなしにせず節水に心がけましょう。
- ふろの残り湯を洗濯や庭木の水やりなどに、有効利用しましょう。
- 雨水貯留槽を設置し、庭への散水や庭木への水やりに使用するなど、雨水を有効利用しましょう。

2 大気環境の保全のために

- 近距離の移動のときには、自転車や徒歩での移動に心がけましょう。
- 自動車の使用を控え、公共交通機関の利用に心がけましょう。
- 自動車を使用するときには、エコドライブを行いましょう。
- 自動車を購入するときには、低公害車を選択しましょう。
- ごみや落ち葉などの屋外での焼却はやめましょう。
- 歩きタバコをやめましょう。

3 生活環境の保全のために

- 自宅の周りや地域の、美化・清掃活動に参加しましょう。
- 空き缶やタバコの吸殻など、ごみのポイ捨てはやめましょう。
- 殺虫剤や除草剤の使用は最小限度にしましょう。
- 不法投棄ごみを発見したら、市に通報しましょう。
- テレビやピアノ、ペットの鳴き声などの近隣騒音に配慮し、お互いに迷惑を掛けないように心がけましょう。
- ペットの糞などは、飼い主がきちんと処理しましょう。
- 有害化学物質について学び、使用をさげましょう。

エコドライブ10のすすめ

①ふんわりアクセル「eスタート」

やさしい発進を心がけましょう。

②加減速の少ない運転

車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な低速走行に努めましょう。

③早めのアクセルオフ

エンジブレーキを積極的に使いましょう。

④エアコンの使用を控えるために

車内を冷やし過ぎないようにしましょう。

⑤アイドリングストップ

無用なアイドリングをやめましょう。

⑥暖機運転は適切に

エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。

⑦道路交通情報の活用

出かける前に計画・準備や道路障害等の情報をチェックしましょう。

⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック

タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。

⑨不要な荷物は積まずに走行

不要な荷物は積まないようにしましょう。

⑩駐車場所に注意

渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

【基本目標3】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

1 ごみの排出抑制のために

- 不要になった衣類などはリフォームにより再利用するなど長く使用しましょう。
- 家具類、電化製品などは、手入れや修理等により長く使用しましょう。
- 不要になった家具、衣類、自転車などはバザー等を利用して、必要な人に譲るなど有効利用しましょう。
- 不要なものは買わない、買いすぎないようにしましょう。
- 食料品の在庫を定期的に整理・確認するなど、消費期限切れで廃棄する食品（生ごみ）をなくしましょう。
- 過剰包装の品物を選ばないなど、包装類によるごみの発生を抑制しましょう。
- 耐久性に優れた商品を購入するようにしましょう。
- 再生品やリターナブル製品など環境に配慮した商品の使用を心がけましょう。
- 調理くず・食べ残し等の食品残渣は生ごみ処理機等で処理し、肥料化するなどごみの減量・再利用を行いましょ。
- マイバック・マイ箸・マイカップを持参しましょう。

2 廃棄物の適正処理のために

- ごみは分別方法や収集日などのルールを守り、適正に分別して出しましょう。
- PTAや子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力しましょう。
- 市内の小売店等（リサイクル協力店）が行う、ペットボトルやトレイなどの店頭回収に積極的に協力しましょう。
- 新聞・広告や、パソコン、携帯電話など製造業者・販売業者が行う自主回収などを利用しリサイクルに努めましょう。
- ビールびんなどのリターナブルびんは、販売店へ返却しましょう。

リターナブル製品とは

繰り返しの使用に耐えるよう設計され、何度も使用できるとともに、使用済みの製品または包装を回収して、再使用することのできる製品で、さらに、製品を提供する事業者と、提供を受ける他の事業者や消費者のとの間を、構築されたシステムに載って循環する製品のことを言います。

代表的なものに、ビールびんや1.8ℓびんなどのリターナルびんがよく知られています。リターナブルびんは、回収後、洗浄・殺菌を経て再び中身が詰められ、繰り返し使われるので、温室効果ガス及び大気汚染物質の発生量、エネルギー及び水資源の消費量共に、リサイクル使用されるスチール缶、アルミ缶、ワンウェイのガラスびんなどよりも少ないことが判っています。

倉敷市家庭用品再利用銀行を活用しましょう

倉敷市家庭用品再利用銀行では、限りある資源の節約・有効利用を図るために、市民の方の「ゆずりたい」「ゆずってほしい」という情報の受付や紹介を行っています。家庭で不要になったものを有効利用するために、「ゆずりたい」「ゆずってほしい」という方は当再利用銀行へ登録して、活用してください。

【登録できるもの】

一般家庭内で使用しなくなった家庭用品で、再利用できるもの

※家具、自転車、電気・ガス器具類、スポーツ用品、玩具、娯楽用品、楽器類、書籍・学用品、その他耐久家庭用品類など

【登録できないもの】

衣料品、装飾品、食料品や家庭用品交換に適さないもの、医薬品、たばこ、酒類などは登録できません。

※木製品・古本・古着についてはクルクルセンターで引き取ります。

倉敷市家庭用品再生利用銀行（クルクルセンター内）

TEL 086-470-6681 FAX 086-470-6685

【基本目標4】

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

1 温室効果ガス削減のために

2 再生可能エネルギーの導入のために

- 地球温暖化問題に関心を持ち、イベントや環境学習の場へ積極的に参加しましょう。
- グリーンくらしきエコアクションに取り組み、ライフスタイルを見直しましょう。
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入に取り組みましょう。

グリーンくらしきエコアクションに取り組みましょう

グリーンくらしきエコアクションでは、地球温暖化問題を一人ひとりの方が共有し、誰もが今からでも取り組める具体的な行動を示しています。

【グリーンくらしきエコアクション取り組み内容】

- ・水道・シャワーを流しっぱなしにしない
- ・テレビや照明は不要なときにはこまめに消しましょう
- ・エアコンを使用するときはフィルターをこまめに清掃し、温度設定や使用時間を適正に管理しましょう
- ・冷蔵庫の中身を整理し、効率よく使いましょう
- ・待機電力を消費する電化製品のコンセントを抜いたり、エコタップを使用しましょう
- ・白熱灯を電球型蛍光灯やLED電球に切り替えましょう
- ・緑のカーテンに取り組みましょう
- ・環境家計簿をつけ、どれだけの電気やガスを使用しているか調べてみましょう
- ・近隣への移動は徒歩や自転車を使用し、通勤・通学などは公共交通機関を利用するようにしましょう
- ・車に乗るときはエコドライブを行いましょう
- ・新築・リフォーム時には、断熱性、気密性、自然採光、通風性などに配慮した省エネルギー型の住宅を検討しましょう
- ・電化製品を買い替えるときは省エネ性能の高い製品を選びましょう
- ・車を買替えるときは、低公害車や低燃費自動車の購入に努めましょう

【基本目標5】

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

1 市民全体の学習のために

2 子どもの環境教育のために

- 私たちの日常生活と環境問題との関わりについて考えてみましょう。
- 家庭で環境問題について話し合う機会を持ちましょう。
- 環境に配慮した生活を行うために、自分たちに出来ることを見つけて、実践していきましょう。
- ニュースや新聞記事などで、環境問題に関する情報を調べるなど、自主学習に努めましょう。
- 市や市民公益活動団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会や環境保全活動などへ積極的に参加しましょう。
- 環境家計簿を活用し、日常生活からの環境負荷をチェックし、削減に取り組みましょう。
- 地域における様々な活動の中にE S D（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れましょう。

環境家計簿を活用しましょう

環境家計簿は、家庭で使う電気やガスなどのエネルギーの使用量から、どれだけの二酸化炭素を排出したかを計算するためのものです。

使用量が多ければ多いほど、二酸化炭素の排出量も多くなり、地球温暖化が進みます。

しかし、できることから少しずつ気をつけて電気などの使用量を減らすことができれば、二酸化炭素を排出する量も減り、地球温暖化を防止することができます。

みなさんの目で自分の家庭からどれだけの二酸化炭素を出しているのか、確かめてみましょう。

※環境家計簿の様式は、倉敷市ホームページ：地球温暖化対策室の「家庭の省エネ」内にあります。

ESDとは

ESDは、「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development) の略称です。持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育です。

どうしてESD?

環境破壊や貧困問題が私たちの未来を脅かしています

従来型の開発は、物質的な豊かさをもたらす一方で、環境破壊、貧富の格差拡大、人権侵害など、多くの問題を生み出しています。将来世代を含む世界中の人びとが、安心して暮らせる社会を手に入れるために、環境保全、経済開発、社会発展をバランスよく保つ、新しい開発が必要とされています。

どうするESD?

「知っている」だけでは何も変わりません

多くの人がある必要に気が付きつつあるのに、どうして社会はなかなか変わらないのでしょうか？今私たちには、単に知識として理解するだけでなく、社会の課題と自分のつながりに気付き、行動できる「意欲」と「能力」を持った「人」と、その行動を支える「人と人のつながり」を育てることが必要です。

ESDは、持続可能な社会づくりに参画する「人」と「人と人のつながり」を地域全体で共に育む活動です

ESDとは

従来の知識伝達型教育ではありません	具体的な課題・問題を解決するために考え、話し合い、行動しながら学ぶ学習活動です。
ESDの対象は子どもだけではありません	学校、企業、地域住民、行政、NPO…多様な立場や世代の人々がESDの担い手であり、学び手です。
多様なテーマを総合的に扱います	問題の多くは、様々な要素が密接に関わりあっています。それらのつながりを考え、具体的な問題解決へ結びつけます。
未来を描くこと	現実を学び、自分たちが望む未来を描くことから始まります。



主体別環境配慮指針

事業活動での環境配慮指針

【基本目標 1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

1 自然環境の保全のために

- 事業所周辺の自然環境の特性や動植物の生息状況などを把握し、理解を深めましょう。
- 自然のもつ公益的機能（大気浄化・水源涵養機能など）の重要性について認識しましょう。
- 事業所やその周辺の動植物を保全しましょう。
- 事業活動にともなう地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。
- 地域の自然保護活動に参加・協力しましょう。
- 工事などを行う場合は、自然に配慮した工法で行いましょう。
- 開発行為を行うときは、優れた自然環境や野生の動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
- 自然とふれあうレクリエーション事業の実施に努めましょう。
- 環境保全基金などの環境保全に関する基金や募金などへの支援に心がけましょう。

2 緑の保全・緑化の推進のために

- 敷地内や事業所周辺の緑化に努めましょう。
- 事業所施設のベランダ、壁面、屋上の緑化に努めましょう。
- 緑化基金などの緑化に関する基金や募金などへの支援に心がけましょう。
- ヨシ原などの水辺の緑の公益的機能（大気・水質浄化機能など）の重要性を認識しましょう。
- 開発行為などを行う場合は、木の伐採などは極力控え、最大限に今ある自然を活かしましょう。
- 花いっぱい運動などの緑化活動に参加しましょう。

3 風格のある美しい景観づくりのために

- 敷地内の緑化を充実させ、周辺景観に調和した緑に包まれた景観形成に努めましょう。
- 地域の町並みや周辺の自然環境の他、眺望などを損なわないよう景観に配慮して築造・建築しましょう。
- 地域の風土や周辺の自然環境に調和した意匠や素材・材料の活用に配慮しましょう。
- 広告物の設置、周囲に与える景観などへの影響に配慮した表示内容とし、必要最小限度の規模・数に留めましょう。
- 屋外照明を使用する場合は、周辺への影響を考慮し、時間帯、場所、照明方法等に配慮しましょう。
- 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に協力・支援しましょう。
- 地域の景観形成や施設の維持管理など、住民のまちづくり活動に協力・支援しましょう。

4 環境と地域経済との調和のために

- 環境に関する製品等の情報を積極的に公表しましょう。
- ISO14001やエコアクション 21等の環境マネジメントシステムに取り組みましょう。
- グリーン購入等に心がけましょう。
- 環境保全に対する取組の方針や目標の設定など、自主的な環境管理の体制を整えましょう。
- 環境への負荷の少ない、環境保全型農業に取り組みましょう。

エコアクション21 認証・登録制度とは

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための手法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

中小事業者等の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

1 水環境の保全のために

- 工事中は、土砂や濁水が河川等に流出しないようにしましょう。
- 水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査を実施し、水質の把握・公表を行いましょう。
- 水質汚濁事故の防止に努め、危機管理体制を整備しましょう。
- 水辺の清掃・緑化活動などに、積極的に参加しましょう。
- 事業所での節水や、節水型機器を設置しましょう。
- 化学肥料や農薬の適正使用や使用量削減など、環境に配慮した農業を行いましょう。
- 敷地内の土壌面の確保や浸透性舗装など、雨水の地下浸透に配慮しましょう。
- 港則法等の関連法案を遵守し、船舶からごみ等の不法投棄をさせないよう、指導・監視を行いましょう。

2 大気環境の保全のために

- 低公害車の導入や、エコドライブに取り組みましょう。
- 物流の合理化や自動車交通量の抑制に努め、輸送効率を向上させましょう。
- 大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適正処理を行いましょう。
- 大気汚染物質の排出量の把握・公表を行いましょう。
- 敷地周辺の緑化など緩衝帯の整備を行いましょう。
- 通勤時に電車・バスなどの公共交通機関や、自転車利用を奨励するなど、マイカー通勤の見直しを推進しましょう。

3 生活環境の保全のために

- 有害化学物質の適正な管理体制・漏洩防止施設の設置などの整備・改善等により、排出の抑制を行いましょう。
- 有害化学物質の使用削減及び代替物質への転換を検討しましょう。
- 化学物質の排出量を把握するとともに、使用している化学物質などに関する情報の公開を行いましょう。
- 構造基準に適合した焼却炉の適正運転により、ダイオキシン類の排出抑制に努めましょう。
- 悪臭の発生源を把握し、適切な施設管理をし、発生防止に努めましょう。
- 低騒音・低振動型の機器の整備や、工法の採用により、騒音・振動を低減しましょう。
- 事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努めましょう。
- 地域の美化・清掃活動に参加しましょう。

環境保全型農業（環境に配慮した農業）とは

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のことです。

たとえば、私たちの食事の食べ残しや家畜ふん尿などの資源（有機物）からたい肥をつくり、これを使って作物の栽培に必要な土づくりをします。

同時に、化学肥料や化学合成農薬を減らしたり、使わない技術を用いることにより、将来にわたって環境と調和のとれた農業生産活動を続けることができます。

※環境保全型農業の関連情報は、農林水産省のホームページで詳しく見ることができます。

【環境保全型農業関連情報】

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

【基本目標3】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

1 ごみの排出抑制のために

- 容器包装の簡素化に取り組みましょう。
- パソコン等を有効利用したペーパーレス会議の推進や、紙を使用する場合は両面印刷・両面コピー、裏紙使用などを行いましょ。
- トナーカートリッジやプリンターインクなどは詰め替え可能な製品を選びましょ。
- 繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品や再生品等の製造、販売に努めましょ。
- オフィスで使用する消耗品等は、再生品やリターナブル製品など環境に配慮した商品の使用を心がけましょ。
- 製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用に取り組みましょ。

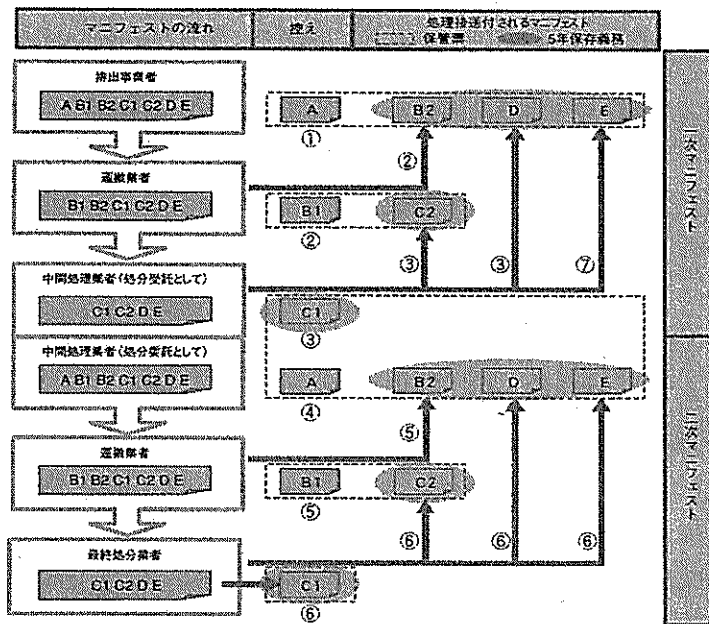
2 廃棄物の適正処理のために

- 廃棄物の減量化・分別の徹底を図るとともに、マニフェスト等を活用し、適正な処理・処分を行いましょ。
- 販売店において、ペットボトル等のリサイクル協力店として店頭回収事業に協力ましょ。
- 不法投棄などを行わないよう関連法令を遵守ましょ。
- ビニールハウスの資材など農業廃棄物は自家焼却せず、適正に処理ましょ。
- 分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努めましょ。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは

産業廃棄物管理票（マニフェスト）システムは、排出事業者が収集・運搬業者又は処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託した処理業者に対して、産業廃棄物を引き渡すと同時に、マニフェストを交付しなければならないこととなっています。このマニフェストが産業廃棄物とともに収集・運搬業者から処分業者に回付され、中間処理及び最終処分の終了に伴い排出事業者に戻ってくることにより、排出事業者は委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する仕組みとなっています。



- | | |
|---|--|
| ① | 排出事業者は、マニフェスト（A～E票）に必要事項を記入し、運搬業者に送す。運搬業者は、受け取ったマニフェストに必要事項を記載し、A票を排出事業者へ返す。A票は排出事業者の控えとする。 |
| ② | 運搬業者は、運搬終了後、マニフェスト（B1～E票）に必要事項を記入し、中間処理業者に送す。中間処理業者は、受け取ったマニフェストに必要事項を記載し、B1票、B2票を運搬業者へ返す。運搬業者は、B1票を自らの控えとし、B2票を排出事業者へ送付する。 |
| ③ | 中間処理業者は、処分終了後、マニフェスト（C1～E票）に必要事項を記入し、C1票を自らの控えとし、C2票を運搬業者へ、D票を排出事業者へ送付する。 |
| ④ | 中間処理業者は、排出事業者の立場で、2次マニフェスト（A～E票）に必要事項を記入し、運搬業者に送す。運搬業者は、受け取ったマニフェストに必要事項を記載し、A票を中間処理業者へ返す。A票は中間処理業者の控えとする。 |
| ⑤ | 運搬業者は、運搬終了後、マニフェスト（B1～E票）に必要事項を記入し、最終処分業者に送す。最終処分業者は、受け取ったマニフェストに必要事項を記載し、B1票、B2票を運搬業者へ返す。運搬業者は、B1票を自らの控えとし、B2票を中間処理業者へ送付する。 |
| ⑥ | 最終処分業者は、処分終了後、マニフェスト（C1～E票）に必要事項を記入し、C1票を自らの控えとし、C2票を運搬業者へ、D票、E票を中間処理業者へ送付する。 |
| ⑦ | 中間処理業者は、2次マニフェストのE票を受けて、排出事業者へ1次マニフェストのE票を送付する。排出事業者は、1次マニフェストのE票により、最終処分終了を確認する。 |

【基本目標4】

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

1 温室効果ガス削減のために

- 地球温暖化問題に関心を持ち、イベントや環境学習の場へ積極的に参加しましょう。
- グリーンくらしきエコアクションに取り組みましょう。
- 省エネ法に基づくエネルギー管理（エネルギー原単位改善、定期報告、中長期計画の提出等）の適正化に取り組みましょう。
- 高効率な設備・機器・プロセスの積極的な導入を進めましょう。
- オフィスビルなど建築物の断熱性向上（省エネルギー改修、高断熱建築物の普及）に取り組みましょう。
- 旬の食材を使用した飲食メニューの提供やフードマイレージの小さい地産食材の販売を進めましょう。
- モーダルシフト（低炭素型輸送・交通手段への転換）や低公害車の導入を行い、物流の低炭素化に取り組みましょう。
- LCA（ライフサイクルアセスメント）を意識したものづくりに取り組みましょう。
- 電気自動車及び充電設備の導入を率先的に行いましょう。

2 再生可能エネルギーの導入のために

- 太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの積極的な導入を行いましょう。
- 未利用・再生可能エネルギーの利用拡大や、副生成物や廃棄物を有効活用する革新的な製造プロセスの開発・導入に取り組み、低炭素・低コストの資源・エネルギー利用への転換を図りましょう。

【基本目標5】

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

1 市民全体の学習のために

2 子どもの環境教育のために

○従業員向けの環境保全に関する研修会等を実施しましょう。

○市や市民公益活動団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会などへ参加・協力
しましょう。

○市や市民公益活動団体（NPOなど）などが実施する、環境保全活動などへ参加・協
力しましょう。

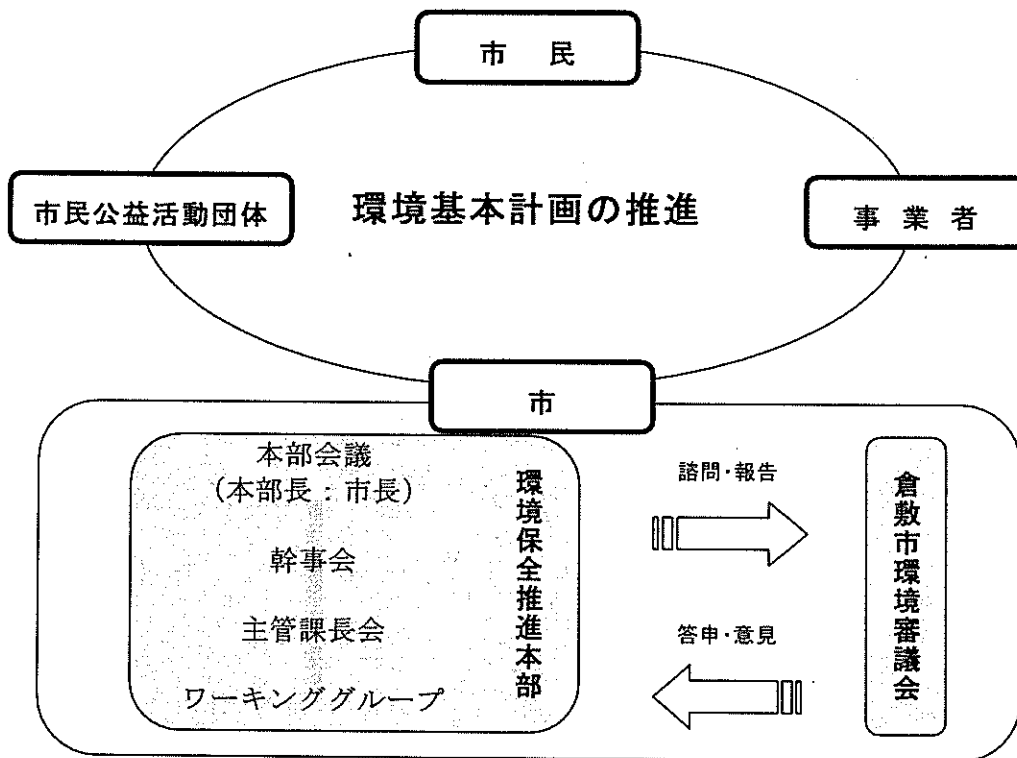
○環境に関する情報を広く公表しましょう。

第六章

計画の総合的な推進

1 計画の推進体制

本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行い、望ましい環境像「自然と人々が共生し未来につなぐ健全で恵み豊かな環境」を実現するために、倉敷市環境基本条例に基づき、市民、事業者、市民公益活動団体、行政などの各主体が、環境保全等に関する共通の認識のもと連携しながら、自主的かつ積極的に環境の保全等の推進に努めます。



1 倉敷市環境保全推進本部

環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各局長等で構成する「倉敷市環境保全推進本部」を設置し、環境基本計画に基づく施策の円滑な推進や進捗状況の把握など、環境の保全等に関する施策や事業の総合調整を行います。

本部会議の下には、部長級で組織する幹事会、課長級で組織する主管課長会などを設置し、施策や事業の計画的かつ効率的な推進を行います。

2 倉敷市環境審議会

倉敷市環境審議会条例に基づき、環境の保全に関する基本的事項及び重要な事項について調査審議するために、市長の諮問機関として、学識経験者及び関係団体の代表者、公募市民等で組織する「倉敷市環境審議会」を設置しています。

環境基本計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じて審議答申を行うとともに、計画の進捗状況などに対して意見・提言を行います。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「計画の策定 (PLAN)」・「事業の実施 (DO)」・「進捗状況の把握 (CHECK)」・「計画の見直し (ACTION)」の一連のPDCAサイクルにより管理し、事業や実施状況を継続的に改善することで、計画に掲げた目標の実現を目指します。

